

特204

54

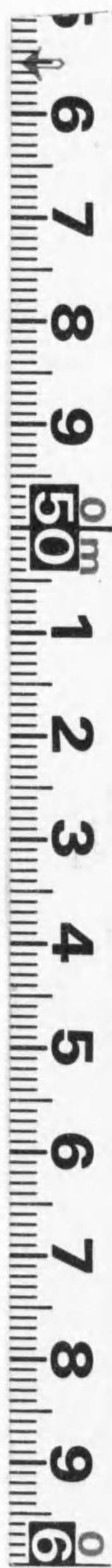
大阪稅關編纂
四年十二月(第四版)

輸出檢閱要覽

〔附〕

輸出檢閱關係法令
關滿支向輸出調整關係法令

財團法
大藏財務協會
稅關大阪支部



始



特. 204
54



〔附〕 檢閱要覽

輸出檢閱關係法令
關滿支向輸出調整關係法令





農林部
輸出検査所
検査要覽



序

輸出検査制度ハ重要輸出品取締法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法及貿易組合法ヲ基幹トシテ本邦品ノ海外市場ニ於ケル品質及聲價ノ維持、向上竝ニ販路ノ擴張ヲ圖ルト共ニ輸出品ノ數量、價額及取引條件等輸出統制ノ確保ヲ期シ併セテ本邦輸出貿易ノ健全ナル増伸ヲ期センガ爲昭和十一年九月輸出水産物ヨリ、同年十月ニ及ビ各検査ヲ實施スルニ至レリ

而シテ之等検査ヲ受クベキ物品ハ輸出水産物ヲ初メトシ輸出絹、人絹織物、重要輸出品及貿易組合法ニ依ル輸出品ニシテ其ノ種類及品種多種多様ニ互ル外尙之等輸出品ノ検査機關竝ニ統制機關モ亦極メテ多數ニ上リ、之ガ所在地各地ニ散在シ其ノ詳細竝ニ検査關係法令ノ内容等ニ就キ未ダ公刊セラレタルモノ見當ラズ、輸出検査品ニ關係アル生産、製造業者ハ勿論輸業者其ノ他ニ於テ之ヲ不便トセリ

依テ之ガ一助ニ供センガ爲現行ノ本邦輸出検査制度ノ全般ニ就テ基本法別ニ検査品ヲ按配排列シ其ノ内容ノ理解竝ニ検査手續ヲ明カニシ併セテ事務取扱上ノ利便等ヲモ考慮ノ上本年六月輸出検査要覽ト題シ第一版及第二版ヲ公刊シタル所多數ノ購入申込アリタルヲ以テ、其ノ後ニ於ケル法令ノ改廢等ヲ斟酌シ之ニ増補ヲ爲スト共ニ最近改正又ハ公布セラレタル臨時輸出入許可規則及關、滿、支向輸出調整ニ關スル商工省令竝ニ之等關係品目一覽表等ヲ附録ト

13	自轉車、リヤカー、荷物三輪車及同部分品等	(社團法人日本輸出綿毛布協會)	一一
14	綿毛布及同生地	(社團法人日本輸出綿毛布協會)	一一
15	ゴム靴並ニ同甲被及同底	(日本護謨工業組合聯合會)	一二
16	電球	(日本電球工業組合聯合會)	一三
17	フエルト帽子及同帽體	(日本帽子工業組合聯合會)	一三
18	ゴム器具及ゴム運動具	(日本護謨工業組合聯合會)	一四
19	綿	(日本タオル工業組合聯合會)	一五
20	自轉車用中空ゴムタイヤ及チューブ	(日本護謨工業組合聯合會)	一六
21	動力傳導用平型ゴムベルト	(同)	一七
22	紡織用木管及スキワ	(全日本紡織木管工業組合聯合會)	一七
23	布帛製品(ワイシャツ外一品种)	(社團法人日本輸出布帛製品協會)	一八
24	敷布	(社團法人日本輸出敷布協會)	一九
25	石鹼	(日本石鹼輸出組合)	二二
26	合板、合板製箱及同組立材料	(社團法人日本輸出合板協會)	二三
2 輸出絹織物取締法ニ依ルモノ(検査品)			
1	絹織物	(輸出絹織物検査所)	二五
2	人造絹織物	(同)	二七
3 輸出水産物取締法ニ依ルモノ(統制品)			
1	水産物	(全國輸出罐詰業水産組合聯合會)	二九
2	凍水産物	(日本輸出冷凍魚介水産組合)	三二
3	寒天	(日本寒天製造業水産組合)	三五
4	魚粉、魚粕及海藻粉	(日本フイツシユミール水産組合)	三六
5	種牡蠣	(日本輸出種牡蠣養殖業水産組合)	三七
6	乾製水産物及鹽藏水産物	(日本輸出海産物水産組合)	三八
2 統制品			
1	鮪類油漬罐詰(昭九農林省令第六號)	(日本鮪類罐詰業水産組合)	三九
	冷凍鮪類(同)	(日本輸出冷凍魚介水産組合)	三九
2	種牡蠣(昭一三、同第一〇號)	(日本輸出種牡蠣養殖業水産組合)	四〇
3	水産物罐詰(昭一四、同第四八號)	(全國輸出罐詰業水産組合聯合會)	四〇
4	寒天(同)	(日本寒天輸出業水産組合)	四〇
5	冷凍魚介(同)	(日本輸出冷凍魚介水産組合)	四〇

4 貿易組合法ニ依ルモノ(統制品)

1	亞爾然丁向一般商品	(東部日本南米輸出組合)	四一
2	同	(西部日本南米輸出組合)	四四
3	伊太利國向一般商品	(日本伊太利輸出組合)	四六
4	中南米諸國向一般商品	(日本雜貨中南米輸出組合聯合會)	四八
5	阿弗利加洲其ノ他向一般商品	(日本雜貨歐阿近東輸出組合聯合會)	五一
6	英領印度等向一般商品	(日本雜貨印度輸出組合聯合會)	五四

目次

7	亞米利加合衆國向燐寸	(日本對米燐寸輸出組合)	五六
8	ソヴィエト聯邦向漁網及麻網	(對露輸出組合)	五六
9	各國向陶磁器	(大日本陶磁器輸出組合)	五七
10	英國向電球	(對英電球輸出組合)	五九
11	歐羅巴諸國其ノ他向並ニ關滿支向電球	(日本電球輸出組合)	六一
12	各國向硝子製豆	(日本硝子製豆輸出組合)	六二
13	各國向青豌豆	(北海道豆類輸出組合)	六三
14	各國向百合根	(日本百合根輸出組合)	六四
15	各國向豚毛並ニ刷子及刷子用ハンドル、ブロック	(日本刷子輸出組合)	六六
16	各國向襪、截斷屑、系屑、紡績落綿等	(日本纖維屑物輸出組合)	六六
17	各國向自轉車及同部分品	(日本自轉車輸出組合)	六七
18	各國向スライド・フラスナー	(日本スライド・フラスナー輸出組合)	六八
19	各國向護謄製品及同半製品	(日本護謄製品輸出組合)	六九
20	比律賓向莫大小及同製品	(日本比律賓メリヤス輸出組合)	七一
21	各國向(比律賓ヲ除ク)莫大小及同製品	(日本莫大小輸出組合)	七二
22	各國向絹、人絹、ス・フ織物其ノ他	(日本絹人絹系布輸出組合)	七三
23	中南米諸國向綿織絲及綿織物	(日本綿系布亞米利加輸出組合)	七五
24	亞米利加合衆國向別珍及コール天	(同)	七八
25	亞米利加合衆國本土向綿織物	(同)	七九
26	加奈陀向別珍及コール天	(同)	七九

28	比律賓群島向綿織物	(日本綿系布東亞輸出組合)	八〇
29	香港向綿織物	(同)	八一
30	中華民國(香港、マカ)向綿織絲及綿織物	(同)	八一
31	大連向別珍及コール天	(日本綿系布歐阿近東輸出組合)	八二
32	佛領モロツコ向綿織絲及綿織物	(同)	八二
33	シリヤ、レバノン向綿織絲及綿織物	(同)	八三
34	西領モロツコ其ノ他向綿織絲及綿織物	(同)	八三
35	英領印度及緬甸向綿織物	(日本綿系布印度輸出組合)	八三
36	濠太刺利聯邦向綿織物	(日本綿系布大洋洲輸出組合)	八七
37	各國向毛織物	(日本毛織物輸出組合)	八八
38	各國向人造眞珠(同製品ヲ含ム)及硝子珠(同製品ヲ含ム)	(日本人造眞珠硝子珠輸出組合)	九二
39	各國向フェルト帽子(半製品ヲ含ム)及同帽子並ニ綿製帽子(半製品ヲ含ム)及同帽子用綿製附屬品	(日本フェルト布帛帽子輸出組合)	九三
40	各國向(滿、關、支ヲ除ク)ステープルファイバー、ステープルファイバー紡絲及同加工絲	(日本ステープルファイバー輸出組合)	九五
41	各國向絹、人絹、ス・フ、綿製品及毛製雜品	(日本絹綿製品輸出組合)	九六
42	亞米利加合衆國向綿製敷物	(日本對米輸出組合)	九九
43	各國向各種敷物	(日本敷物輸出組合)	一〇〇
44	各國向綿製漁網及綿製漁網用絲	(日本漁網輸出組合)	一〇三
45	各國向昆布、貝柱、海參、乾鮑及鹽鮭、鱒	(日本海產物輸出組合)	一〇五

目次

46 各國向合板(箱用板ヲ含ム)……………(日本合板輸出組合)……………一〇七

二 輸出檢閲關係法令

1 重要輸出品檢閲關係法令

- 1 重要輸出品檢閲關係法令……………(昭一一、五、法律第二六號)……………一〇九
- 2 同法施行規則……………(昭一一、九、商工省令第八號)……………一一一
- 3 重要輸出品檢閲申請書樣式……………(昭一一、一〇、商工省告示第八三號)……………一一九

2 輸出絹織物及輸出入造絹織物檢閲關係法令

- 1 輸出絹織物取締法……………(昭二、三、法律第二七號)……………一二三
- 2 同法施行規則……………(昭二、二、商工省令第一二號)……………一二五
- 3 輸出絹織物、輸出入造絹織物檢閲申請書樣式……………(昭三、一、商工省訓令第一號)……………一三四

3 輸出水產物檢閲關係法令

- 1 輸出水產物取締法……………(昭九、三、法律第三六號)……………一三五
- 2 輸出水產物檢査規則……………(昭九、五、農林省令第六號)……………一三八
- 3 同規則第一條第六號改正規定ノ乾製水產物及鹽藏水產物指定ノ件……………(昭一四、九、農林省告示第三二二號)……………一四六
- 4 輸出水產物檢閲規則……………(昭一一、九、農林省令第二四號)……………一四七
- 5 輸出水產物檢閲申請書樣式……………(昭一一、九、農林省令第二四號)……………一四九

4 輸出水產物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則……………(昭九、一〇、農林省令第二八號)……………一五一

5 輸出水產物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件……………(昭一三、四、農林省令第一〇號)……………一五三

6 輸出水產物取締法第六條及第七條ノ規定ニ依ル關東州、滿洲國及中華民國向輸出水產物輸出統制ニ關スル件……………(昭一四、一〇、農林省令第四八號)……………一五三

7 輸出承認申請書、輸出承認書及輸出報告書樣式……………(昭一四、一〇、農林省告示第三五六號)……………一五七

4 貿易組合法ニ依ル輸出品檢閲關係法令

- 1 貿易組合法……………(昭一二、八、法律第七四號)……………一五九
- 2 同法施行規則……………(昭一二、九、商工省令第一八號)……………一六六
- 3 貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書樣式……………(昭一二、九、商工省告示第八九號)……………一六九
- 4 同法第十八條ニ依ル輸出統制命令告示……………(昭九、八、商工省告示四九號其ノ他)……………一七三

5 檢閲手數料關係法令

- 1 輸出水產物檢閲手數料令……………(昭一一、九、勅令第三一九號)……………一八九
- 2 貿易組合法、輸出絹織物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル檢閲ノ手數料ニ關スル件……………(昭一一、九、勅令第三五二號)……………一八九

(註) 輸出檢閲申請取扱方……………一九〇

附錄

1 臨時輸出入許可規則ニ依ル要輸出許可品一覽 一九七

關、滿、支向輸出調整令ニ依ル要輸出承認品

2 輸出入品等臨時措置法關係法令 二一九

1 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 (昭二、九、九二號) 二一九

2 臨時輸出入許可規則 (昭二、一、一〇、二三號) 二二一

○ 輸出許可申請書、輸出届出書、仕向港、輸出港、輸出時期變更届出書及輸出許可書返却願様式 二二九

3 關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件 (昭一四、九、五三號) 二三五

○ 同令第一條ノ規定ニ依ル物品及團體指定ノ件 (昭一四、九、二四八號) 二四〇

○ 同令第二條ノ規定ニ依ル團體指定ノ件 (昭一四、九、二四九號) 二四四

○ 同令第四條ノ規定ニ依ル期間指定ノ件 (昭一四、九、二五〇號) 二四六

○ 關東州、滿洲國及中華民國向輸出承認申請書、輸出承認書及輸出實績報告書様式 二四六

3 稅關管轄區域及開港並ニ稅關、支署、出張所一覽 二四九

〔目次終〕

一 輸 出 檢 閱 品

1 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

2 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

3 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

4 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

5 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

6 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

7 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

8 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

9 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

10 重要輸出品東洋鐵道ニ對シテ 二四九

1	重要輸出品取締法ニ依ルモノ (同法第二條ニ依ル検査品)	一頁
2	輸出絹織物取締法ニ依ルモノ (同法第一條ニ依ル検査品)	二五
3	輸出水産物取締法ニ依ルモノ	
一 輸出検査品			
1	検査品 (同法第一條ニ依ルモノ)	二九
2	統制品 (同法第六條ニ依ルモノ)	三九
4	貿易組合法ニ依ルモノ (同法第十八條ニ依ル統制品)	自一〇八

一 輸出検査品

1 重要輸出品取締法ニ依ルモノ (同法第二條ニ依ル検査品)

品名	取締要項	検査有効期間	検査機関	電上所在地及番號	備考
1 製 絹 用 眞 田 麥稈又ハ經木ヲ主 要材料トシテ編成 シタルモノ	毎反ニ合格印章ノ押捺 外装ニ外装検査合格證 票ノ貼附、日附印章ノ 押捺ヲ要ス	ナシ	日本麥稈眞田同業 組合聯合會 同 神戸検査所 同 神戸筒井検査所 (外ニ検査所一五 箇所)	神戸市葺合區磯邊 通四丁目七 葺合 三六〇番 右 同 葺合區筒井町三 丁目八二	特別ノ事情ニ依リ 主務大臣ノ許可ヲ 受ケタルモノ並ニ 販賣ノ目的ニ非ザ ルモノ及外國産ノ モノヲ除ク (以下ノ各品種ニ 付同斷) (註) 輸出申告又ハ積 戻申告ト同時ニ 検査申請書ノ提 出ヲ要ス 郵便物ナルトキ ハ税關ノ檢閲ヲ 要セス (以下各重要輸 出品ニ付同斷)
2 麻ヲ主要材料トシ テ編成シタルモノ	毎反ニ合格證票、外装 ニ外装検査合格證票ノ 貼附、日附印章ノ押捺 ヲ要ス	ナシ	日本輸出麻眞田工 業組合聯合會 同 東京検査所 同 横濱検査所 同 石川検査所 (外ニ検査所六箇 所)	横濱市中區太田町 六丁目七二 東京市蒲田區東六 郷二丁目九ノ八 横濱市中區杉山町 四丁目一五 金澤市南安江町一 〇	

5 硝子腕環

内装ニ合格證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、外装検査合格證票ニ契印トシテノ印章ノ押捺ヲ要ス

一年

日本硝子腕環工業組合

同大阪検査所

大阪市西區西長堀北通一丁目一五新町 三〇六三 右

四

6 珞 瑯 鐵 器

(鐵板ヲ以テ製シタルモノ)

毎品ニ合格證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、胴、底其ノ他ノ主要部分ヲ接合シタルコトヲ表示スル證票ハ貼附ヲ要ス

(註)ニ合格證票、貼附

六月

同東京検査所

同大阪検査所

同 右

同 右

要検査品

右ノ場合「カルドロン」ノ胴ト組ミ合セズ單獨ニテ輸出スルモノ

7 莫大小製品

1 肌衣袋 2 手靴 3 靴 4 首卷 5 腹卷 6 シヤケツ 7 其他ノ外装

内装ニ合格證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附ヲ要ス

(右ノ證票ニハ滿洲國及關東州向品用、右以外ノ國向品用ノ二種アリ)

草ノ咄ヤ要ス

證票ハ、長袋ニ裝封シテ合符蓋

一年

日本輸出莫大小工業組合

同東京検査所

同大阪検査所

同大阪浦江検査所

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

要検査品

莫大小製品中 古ノモノハ襪襦トシテ輸出スルモノノ外總テ検査ヲ要ス 未完成品ト雖通念上莫大小製品ト認メラルモノ

除検査品

玩具用莫大小製 人形用セツト (幅サイズ一〇吋未滿ノモノ) ハ 當分ノ間検査品目ヨリ除外

五

8 刷 子 柄

同

其ノ册ハ、代
ナリ、ヤ
其ノ册ハ、代
ナリ、ヤ

大 小 品

毎品又ハ内装ニ合格證
票、外装ニ外装検査合
格證票ノ貼附、日附印
章ノ押捺ヲ要ス

(註)
検査機關ニ於テハ臨
時的措置トシテ取引
上必要アリト認ムル
モノニ限リ外装検査
合格證票ハ本邦製品
タルコトヲ明示セザ
ル證票ヲ代用貼附ス

一年

同横濱検査所
同名古屋検査所
同廣島検査所
同福岡検査所
同長崎検査所

社団法人日本輸出
刷子協會
同大阪検査所
同大阪検査所鶴橋
出張所
同大阪検査所西野
田出張所
同八尾検査所
同神戸検査所
同東京検査所
同名古屋検査所

横濱市中區住吉町
二丁目二六
名古屋市中區仲ノ
町二丁目二八
廣島市西觀音町一
丁目三八三ノ八
福岡縣廳内
長崎稅關内

大阪市東區兩替町
一丁目一七
同 東 三二八
同 天王寺區東上町
四
同此花區吉野町一
丁目一二二
土佐堀 二〇四
大阪府中河内郡八
尾町大字西郷二八
八尾 五五
神戸市神戶區東町
一二六
東京市本所區吾妻
橋二丁目二
名古屋市中區矢田
町一丁目九

セルロイド類似品
(セルロイドニ類
スル可塑性物質)

主ナルモノ

アセチロイ
ド製
ラクトロイ
ド製
ハイドラバ
チツソロイ
ド製
腕環ニチツソロイ
ド製
玩具ニセロファン
製(厚キモノ)

9 セルロイド(セルロイ
ドニ類スル可塑性物質
ヲ含ム)製品

1 櫛

2 腕 環

3 長又ハ直径一〇厘
ヲ超ユル玩具

毎品又ハ内装ニ合格證
票、外装ニ外装検査合
格證票ノ貼附、日附印
章ノ押捺ヲ要ス

内装ニ合格證票二種、
外装ニ外装検査合格證
票ノ貼附、日附印章ノ
押捺ヲ要ス

毎品、一箇入、打入、哥
入ノ箱ニ合格證票
各三種、外装ニ外装檢
査合格證票ノ貼附ヲ要
ス

一年

日本輸出セルロイ
ド櫛工業組合聯合
會
同大阪検査所
同大阪検査所
同東京検査所
同東京検査所
同東京検査所
同東京検査所
同東京検査所
同東京検査所

大阪市東成區大今
里町六五五
同 南 六八六
同 南 七〇〇
神戸市神戶區東町
一二六
二丁目三宮 二八三
東京市淺草區淺草
橋三丁目一〇
大阪市東成區大今
里町六六五
同 南 六八七
同 南 六八七
東京市淺草區淺草
橋二丁目八ノ二
同 大 三九〇
同 大 三九〇

除検査品
俗稱「幸福ネコ」
及「King Kong」
(セルロイドノ
露出部分殆ンド
セロファン製)

- 5 綿 小倉織
- 6 綿 三綾
- 7 綿 (染色シタルモノヲ除ク)
- 8 細綾 綿布
- 9 變リ綾 綿布
- 10 斜綾 綿布 (太綾綿布ヲ除ク)
- 11 綿 (五枚又ハ八枚ノ經縞子以外ノモノヲ除ク)
- 12 綿
- 13 色絲又ハ晒絲ヲ以テ製織シタル綿布
- 14 無地染綿布
- 15 捺染綿布

一連、一括又ハ内装ニ合格證票(散玉ノ内装ニハ別ニ合格證票アリ)、封緘證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

支店ニ合格證票、封緘證票、外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

支店ニ合格證票、封緘證票、外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

- 同 杉村倉庫出張所
- 同 梅田驛出張所
- 同 櫻島三菱倉庫出張所
- 同 和歌山検査所
- 同 北陸検査所
- 同 東海検査所
- 同 尾勢検査所
- 同 尾三検査所
- 同 兵庫検査所
- 同 中國検査所
- 同 四國検査所
- 同 九州検査所

- 同 港區北福崎西ノ町六
- 同 杉村倉庫南事務所
- 同 築港 一五三
- 同 北區西梅田町梅田驛南七號門内
- 同 大阪合同運送株式會社
- 同 鮮滿係内
- 同 福島 (二三三)
- 同 此花區櫻島町園三菱倉庫株式會社
- 同 大阪支店櫻島事務所内
- 同 土佐堀三番〇一三
- 同 和歌山市七番丁一
- 同 福井縣足羽郡社村
- 同 小山谷二八
- 同 濱松市馬込町三五
- 同 名古屋市中區宮一町一丁目八ノ一
- 同 兵庫縣多可郡西脇町
- 同 廣島縣深安郡神邊町
- 同 今治市大字藏敷神ノ木通六八六
- 同 久留米市福本町一
- 同 九ノ宮町

支店(支店出張所)

(土產検査所)

- 12 人造眞珠
- 13 自轉車
- 14 荷物
- 15 同
- 16 同
- 17 同
- 18 同
- 19 同
- 20 同
- 21 同
- 22 同
- 23 同
- 24 同
- 25 同
- 26 同
- 27 同
- 28 同
- 29 同
- 30 同
- 31 同
- 32 同
- 33 同
- 34 同
- 35 同
- 36 同
- 37 同
- 38 同
- 39 同
- 40 同
- 41 同
- 42 同
- 43 同
- 44 同
- 45 同
- 46 同
- 47 同
- 48 同
- 49 同
- 50 同
- 51 同
- 52 同
- 53 同
- 54 同
- 55 同
- 56 同
- 57 同
- 58 同
- 59 同
- 60 同
- 61 同
- 62 同
- 63 同
- 64 同
- 65 同
- 66 同
- 67 同
- 68 同
- 69 同
- 70 同
- 71 同
- 72 同
- 73 同
- 74 同
- 75 同
- 76 同
- 77 同
- 78 同
- 79 同
- 80 同
- 81 同
- 82 同
- 83 同
- 84 同
- 85 同
- 86 同
- 87 同
- 88 同
- 89 同
- 90 同
- 91 同
- 92 同
- 93 同
- 94 同
- 95 同
- 96 同
- 97 同
- 98 同
- 99 同
- 100 同

一連、一括又ハ内装ニ合格證票(散玉ノ内装ニハ別ニ合格證票アリ)、封緘證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

支店ニ合格證票、封緘證票、外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

支店ニ合格證票、封緘證票、外装検査合格證票ノ貼附、日附印章、番號印章ヲ捺捺チ要ス

一年 三月

- 同 日本人造眞珠硝子珠工業組合聯合會
- 同 大阪検査所
- 同 神戶検査所
- 同 大阪検査所
- 同 大阪検査所東部支所
- 同 大阪検査所福岡支所
- 同 堺検査所
- 同 神戶検査所
- 同 東京検査所

- 同 大阪市南區高津町一番丁二四
- 同 大阪市西區本町二番丁二〇ノ一
- 同 同東區區橋北之町一丁目五五七七ノ四
- 同 天王寺 八九四〇
- 同 福岡市下奥堂町一
- 同 堺市向陽町四一六
- 同 神戸市神戶區海岸通三丁目二
- 同 三宮 三九六
- 同 東京市下谷區御徒町一丁目三二

除検査品

ホース、マスケット、バックミ、ラ、ポン、チ、ユ、バル、ポン、チ、ユ、ム、テープ

自轉車及同部分品ハ新古ノ如何トシテ同部分品ヲ検査ス

19 綿 タ オ ル

(綿糸以外ノ絲類ヲ總
經緯絲數ノ三分ノ一未
滿交織シタルモノヲ含
ム)

反物ノ每品ニ合格印章
ノ押捺、反末ニ押捺ノ
記號表示アリ、反物以
外ノ品種ニ合格印章
(每枚、每半打、每打用
ノ三種)ノ押捺、合格
證票(每枚、每半打、每
打用ノ三種)ノ貼附、
外装ニ外装検査合格證
票ノ貼附ヲ要ス

(註)

五〇〇平方吋未滿ノ
モノニシテ連製ノモ
ノ又ハ綴括セルモノ
ニ對シテハ每枚合格
證紙貼附ヲ省略シ一
打又ハ半打毎ニ合格
證印又ハ合格證紙ノ
貼附アリ

一年

日本タオル工業組
合聯合會

同大阪検査所
同佐野検査所
同大津検査所
同河内検査所
同神戸検査所
同兵庫検査所
同今治検査所
同伊勢検査所
同北勢検査所
同八幡濱検査所
同東京検査所
同久留米検査所
同愛知検査所
同東京蘇査所

大阪市東區備後町
三丁目八
綿業會館五階

本町(一五三)
同東區横堀町四丁
目二一本町(一六二)
大阪府泉南郡佐野
町八九九
泉佐野(一五三)
同泉北郡大津町宇
多一四一
同北河内郡交野村
大字私部八八一
神戸市神戶區東町
一六六
兵庫縣印南郡西志
方村横大路五二
今治市大字藏敷神
津市下部田一四二
三重縣三重郡富洲
原町大字松原七三
八幡濱市濱田町一
三五四
東京市豊島區西巢
鴨二丁目二一七二
久留米市野中町九
一〇
名古屋市中區堅三
ツ藏町三丁目二一
東京市神田區東神
田一丁目六

20 自轉車(リヤカー及
三輪車ヲ含ム)用
中空ゴムタイヤ及チユ
ーブ

(車輪ノ直径三〇四耗
未滿ノ自轉車用ノモノ
ヲ除ク)

21 動力傳導用
平型ゴムベルト
(エンドレス又ハ
兩端アルモノ)

小ス
六ス
ロ
主
三

每品ニ合格證票(タイ
ヤ用、チユーブ用ノ二
種)、外装ニ外装検査合
格證票ノ貼附ヲ要ス

每品ニ合格證票(三種)
ノ添附、外装ニ外装檢
査合格證票ノ貼附ヲ要
ス

日本護謄工業組合
聯合會
同大阪検査所
同兵庫検査所
同東京検査所

六月

日本護謄工業組合
聯合會

同大阪検査所
(註)
15「ゴム靴」ノ項
検査機關ノ検査
所ニ同シ

日本護謄工業組合
聯合會

同大阪検査所
同兵庫検査所
同東京検査所

神戸市神戶區北長
狹通四丁目二三

葺合(七五五)
同大阪市東區小橋東
之町五三
南(六五〇)
(七六〇)

神戸市神戶區北長
狹通四丁目二三
葺合(七五五)
同大阪市東區小橋東
之町五三
南(六五〇)
(七六〇)

同兵庫検査所
同東京検査所

除検査品

V型ベルト
コンベヤーベルト
テスリ用ベルト
エレベーター用
ベルト
プリーキ用ベル
ト

22 紡織用木管及スキワー

- 主ナルモノ
- ロ ス
 - ロ ス
 - 大 ス キ ワ
 - 小 ス キ ワ
 - リ ン グ 木 管
 - コ ニ カ ル
 - ウ エ フ ト
 - (シヤットル)
 - チ エ ン チ 木 管
 - 及 コ ッ プ チ エ ン
 - チ 木 管 (含ム)
 - ス プ ー ル
 - ダ グ ラ ー
 - コ ー ン
 - ワ ー ビ ン グ
 - チ ー パ ー
 - 麻 糸
 - チ ー ズ
 - 中 空
 - 三 脚 車
 - OS 自 轉 車

内装ニ合格證票(一等品、二等品用ノ二種)、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、日附印章ノ押捺ヲ要ス

(註) 検査機關ニ於テハ臨時的措施トシテ取引上必要アリト認めタルモノニ限り外装検査合格證票並ニ日附印章ハ本邦製品タルコトヲ明示セザル證票及印章ヲ代用ス

三月

全日本紡織木管工業組合聯合會

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

大阪市浪速區普原町一三二五ノ三

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

蒸用木管ハ検査ヲ要ス

(ドラム、ドラムワキンダー、スチームワインダー等ノ名稱ヲ以テスルモノアリ)

23 布 帛 製 品

- 1 ワ イ シ ヤ ッ
- 2 カ ッ タ ー シ ヤ ッ (スポーツシヤツヲ含ム)
- 3 ハ ン カ チ ー フ (ナフキンヲ含ミ、タオル製ノモノヲ除ク)
- 4 マ ー フ
- 5 シ ョ ー ル
- 6 ス カ ー
- 7 サ ー
- 8 テ ー プ ル ク ロ ス (ダブルリリー及セントターヲ含ミ、タオル製ノモノヲ除ク)
- 9 バ ッ ド カ パ ー (タオル製ノモノヲ除ク)
- 10 ビ ロ ー カ パ ー (タオル製ノモノヲ除ク)

毎品又ハ内装ニ合格證票(四種)、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、外装検査合格證票ニ契印トシテノ印章ノ押捺ヲ要ス

ナシ

社団法人日本輸出布帛製品協會

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

大阪市東區備後町二丁目一

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

同大阪検査所

シヤツノ除検査品

マシヤンパー
ニホ
野球用
サロンノ名稱ヲ付スルコトニ疑義アルモノハシヨトル
又ハスカイフトシテ取扱フ
編サロンニ在リテハカハラ若ハホ
ダール存スルモノヲ稱ス、絹、人絹
サロンニ在リテハ必ズシモカハラ若ハホイダールヲ要セズ
ズ經絲ニ依ル連續若ハ堺切存スルモノハサロントシテ取扱フ若シサロンノ名稱ヲ付スルコトニ疑義アル場合ハシヨトル又ハ

24 敷

(紋織又ハ綾織ノモノニシテ幅四〇吋チ超エ、長六〇吋チ超ユル房附又ハ縁附ノモノ)但シタオル製ノモノチ除ク

内装ニ合格證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附ヲ要ス

一年

社団法人日本輸出敷布協會

大阪府泉南郡佐野町九二九 佐野(四五)五五〇

二三

25 石

(化粧用、洗濯用又ハ纖維工業用ニ供スル脂肪酸又ハロジン酸ノアルカリ石鹼ニ限ル)但シ液状ノモノ及タリトム状ノモノチ除ク

内装ニ合格證票、外装ニ外装検査合格證票ノ貼附、日附印章ノ押捺ヲ要ス

三月

日本石鹼輸出組合

大阪市東區内本町橋詰町五八ノ一 六四六

同検査所

同西區京町堀通五丁目五

同東京検査所

同本所(七三三〇六八六)

26 合

(長一五〇糎以上、幅六〇糎以上、厚一五糎以下ニシテ七層以下ノモノ)

合板製箱 (容積八萬立方糎以上ノモノ)

同組立材料

每品ニ合格印章(一等品ニハ紫色、二等品綠色、三等品赤色)ノ押捺又ハ内装ニ合格證票(右同様三種)ヲ貼附及検査ノ年月日ヲ表示並ニ外装ニ外装検査合格證票ヲ貼附及検査年月日印章ノ契印アルヲ要ス

三月

社団法人日本輸出合板協會

東京市芝區今入町五 城南ビル分館三階 銀座 六九二

(昭一五、一、一、ヨリ施行)

同東京検査所

同

同大阪検査所

同

同北海道検査所

同

同静岡検査所

同

同名古屋検査所

同

同

同

同

同

同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押
同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押	同 織 立 掛 押

2 輸出絹織物取締法ニ依ルモノ (同法第一條ニ依ル品) 検査

品 種	取 締 要 項	検査有 效期間	検査機 關	電 話 番 号	備 考
1 絹 織 物 輸出向織物 (パイル織物ヲ除ク) ニシテ幅一八吋以上、長二碼以上ノモノ	毎品ニ合格印章ノ押捺外装ニ検査済證書ノ貼付ヲ要ス	ナシ	大阪輸出絹織物検査所	大阪市港区高尾町一丁目六番(六三三〇) 西(六六二〇)	管利ノ目的ニ非ズルモノ並ニ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタモノヲ除ク
(イ) 絹絲 (本絹絲、節絲、絹紡績絲、野蠶絲、野蠶節絲及野蠶紡績絲以下同)			同 泉南支所	大阪府泉南郡西信達村	(輸出人造絹織物ニ付同)
(ロ) 絹絲ト絹絲以外ノ絲類トヲ交織シタルモノニシテ其ノ絹絲ノ數總經緯絲數ヲ三分ノ二以上ノモノ			同 岸和田支所	岸和田市野田町五七ノ一	除検査品出外
			同 和歌山支所	和歌山市真砂町二丁目	(イ) 製織後精練ヲ要スル輸出強燃絹織物ニシテ精練セザルモノ
			神戸輸出絹織物検査所	神戸市林田區一番町四丁目	(ロ) 手巾、マフラ類ノ連製ノ生地
			京都輸出絹織物検査所	京都市左京區吉田下阿達町	(ハ) 熟老紡
			横濱輸出絹織物検査所	横濱市中區山下町	(ニ) 銘仙 (銘仙ノ範
			桐生輸出絹織物検査所	桐生市永樂町四丁目	圍ヲ解キ織ノ如
			足利輸出絹織物検査所	足利市巴町	キ模樣銘仙ニ限
			古川輸出絹織物検査所	古川市西區土津	(ホ) 定

<p>(毛絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク)</p> <p>(イ) 人造絹絲ヲ以テ製織シタルモノ</p> <p>(ロ) 人造絹絲ト人造絹絲以外ノ絲類トヲ交織シタルモノニシテ其ノ人造絹絲ノ數總經緯絲數ノ二分ノ一以上ノモノ</p> <p>(ハ) 手絲又ハ絹絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲又ハ絹絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノモノ及麻絲ヲ交織シタルモノニシテ</p>	<p>未整理輸出入人造絹織物ニ付テハ日本絹人絹糸布輸出組合聯合會ニ於テ輸出數量ノ統制ヲ行ヒ商工大臣ノ輸出許可數量ノ範圍内ニ於テ組合員ニ輸出割當ヲ爲スモノニシテ輸出絹織物検査所ノ認定濟品(同所ノ荷造、立會検査、認定印章押捺)ニ限り輸出ヲ爲シ得ルモノトス</p>	<p>名古屋輸出絹織物検査所 岐阜輸出絹織物検査所 福井輸出絹織物検査所 金澤輸出絹織物検査所 富山輸出絹織物検査所 福島輸出絹織物検査所 鶴岡輸出絹織物検査所</p>	<p>名古屋西區上名古屋町 岐阜市大字本莊 福井縣足羽郡木田村 金澤市長川岸 富山縣上新川郡堀川町 福島縣伊達郡川俣町 鶴岡市家中新町</p>	<p>(ホ) 座蒲團地(定尺ニ斷チタルモノ若ハ定尺ニ斷ツ爲ニカット・マクヲ有スルモノ)</p> <p>(ハ) 點梅紗(生地本絹表面ニ漆ヲ塗布シタルモノ)</p> <p>(イ) 刺繡加工輸出入絹織物及輸出入人造絹織物(部分的ニ刺繡ヲ施シタルモノハ検査ヲ要ス)</p> <p>(ロ) 輸出申告又ハ積戻申告ト同時ニ檢閱申請書ノ提出ヲ要ス</p> <p>(ハ) 郵便物ナルトキハ税關ノ檢閱ヲ要ス</p> <p>(イ) 輸出入人造絹織物ニ付同斷</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

輸出絹織物検査要取

2人 造 絹 織 物

同 右 ナ シ 同 右 同 右

除 檢 査 品

<p>輸出向織物(人造絹パイル織物以外ノパイル織物ヲ除ク)ニシテ幅一八吋以上、長二碼以上ノモノ</p> <p>(イ) 人造絹絲ヲ以テ製織シタルモノ</p> <p>(ロ) 人造絹絲ト人造絹絲以外ノ絲類トヲ交織シタルモノニシテ其ノ人造絹絲ノ數總經緯絲數ノ二分ノ一以上ノモノ</p> <p>(ハ) 手絲又ハ絹絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲又ハ絹絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノモノ及麻絲ヲ交織シタルモノニシテ</p>	<p>未整理輸出入人造絹織物ニ付テハ日本絹人絹糸布輸出組合聯合會ニ於テ輸出數量ノ統制ヲ行ヒ商工大臣ノ輸出許可數量ノ範圍内ニ於テ組合員ニ輸出割當ヲ爲スモノニシテ輸出絹織物検査所ノ認定濟品(同所ノ荷造、立會検査、認定印章押捺)ニ限り輸出ヲ爲シ得ルモノトス</p>	<p>名古屋輸出絹織物検査所 岐阜輸出絹織物検査所 福井輸出絹織物検査所 金澤輸出絹織物検査所 富山輸出絹織物検査所 福島輸出絹織物検査所 鶴岡輸出絹織物検査所</p>	<p>名古屋西區上名古屋町 岐阜市大字本莊 福井縣足羽郡木田村 金澤市長川岸 富山縣上新川郡堀川町 福島縣伊達郡川俣町 鶴岡市家中新町</p>	<p>(イ) 人造絹織物ニシテ精練セザルモノ</p> <p>(ロ) 手巾、マフラ類ノ連製ノ生地</p> <p>(ハ) 座蒲團地(定尺ニ斷チタルモノ若ハ定尺ニ斷ツ爲ニカット・マクヲ有スルモノ)</p> <p>(ニ) 刺繡加工輸出入絹織物(部分的ニ刺繡ヲ施シタルモノハ検査ヲ要ス)</p> <p>(ホ) モール人絹織物(再織入絹織物)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 乾製水産物及 鹽藏水産物	1 昆布	2 乾鮑(削鮑ヲ除ク)	3 乾貝柱	4 海參(フデコヲ含ム)	5 鰯	6 鱈	7 鹽鮭	8 乾鰯(鹹ヲ含ム)	9 乾鰯(同)	10 煮乾魚	11 乾牡蠣
検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)	検査合格品ニハ合格印 章及検査済年月日ヲ包 装ノ外側ニ押捺アルヲ 要ス (但シ包装ヲ爲サザ ル鹽鮭ニ付テハ此 ニ限ニ在ラズ)
一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月
日本輸出海産物水 産組合	同大阪検査所	同根室検査所	同小樽検査所	同函館検査所	同神戸検査所	同横濱検査所	同下関検査所	同長崎検査所	同下関検査所	同下関検査所	同下関検査所
東京市赤坂區溜池 町三〇 溜池會館内	大阪市北區菅原町 一四 堀川(五九〇二)	北海道根室郡根室 町本町四丁目一二 小樽市稻穂町三丁 目五	函館市豊川町六ノ 一	神戸市神戸區榮町 五丁目一九	横濱市中區北仲通 二丁目一七	下関市岬之町一七 一ノ一	長崎市五島町四八	同	同	同	同
検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)	検査除外品 イ二次的加工品 (調味セルモ ノ儀助煮、佃 煮ノ如キモ ノ)

2 統制品 (同法第六條ニ依ルモノ)

品	種	統制市場	取締要項	統制機關	同上所在地及 電話番號	備考
1 鮪類油漬罐詰	鮪類油漬罐詰ト稱ス ルハ左ニ掲グル魚類 ヲ原料トシテ製造シ タル油漬罐詰ヲ謂ヒ 冷凍鮪類ト稱スルハ 左ニ掲グル魚類ヲ凍 結シタル物ヲ謂フ	亞米利加合衆國 加奈陀	檢閲申請書及農 林大臣ノ輸出證 明書ノ提出ヲ要 ス	日本鮪類罐詰業 水産組合 日本輸出冷凍魚 介水産組合	東京市麴町區大手 町二丁目二 日清生命館五階 丸ノ内 四七〇 東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	昭和九年農林省令 第二八號鮪類油漬 罐詰及冷凍鮪類輸 出證明規則參照
2 1	ピンナガマダ キハダマダ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	
3 2	マダ グ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	
4 3	メバ チ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	
5 4	カバ チ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	
6 5	サバ チ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	
7 6	ブサ チ	關東	出マヌ	水産聯合會 全國鮪類罐詰業	東京市京橋區銀座 西三丁目一 建築會館内 京橋 六三九	

2種 牡蠣	各種 國	組合ノ輸出承認 印章ノ押捺アル 検閲申請書ノ提出ヲ要ス	日本輸出種牡蠣 養殖業水産組合	仙臺市勾當臺通 宮城縣廳内 仙臺 (三三〇) (廳内一七五)	昭和十三年農林省 令第一〇號種牡蠣 ノ輸出統制ニ關ス ル件参照
3水産物 罐詰	關東州 滿洲國 中華民國 (香港ヲ除ク)	承認團體交付ノ 輸出承認書並ニ 検閲申請書ノ提出ヲ要ス	全國輸出罐詰業 水産組合聯合會 (承認團體)	東京市麴町區丸ノ 内二丁目二 丸ノ内ビル内 丸ノ内八八一	昭和十四年農林省 令第四八號關東州 滿洲國及中華民國 向輸出水産物輸出 統制ニ關スル件參 照
4寒天	同 右	同 右	日本寒天輸出業 水産組合 (承認團體)	神戸市神戶區江戶 町一〇〇内 染工ビル内 三宮三三三	同 右
5冷凍魚介	同 右	同 右	日本輸出冷凍魚 介水産組合 (承認團體)	東京市京橋區銀座 西三丁目一 同建築會館内四〇 五號室 京橋 六六元	同 右

4 貿易組合法ニ依ルモノ
統制第十八條ニ依ル品

1一般商品	統制品種	統制市場	統制命令告示番號 統制實施年月日 統制事項	取締要項	統制機關	同上所在地及 電話番號	備考
	亞爾然丁		昭一〇、二、 五、昭一〇、二、 商工省告示 第一〇號 昭一〇、二、 七、ヨリ實 施 輸出價格	輸出檢閲申請 書ニ組合ノ 輸出承認印章 ノ捺捺ヲ要ス (但シ已ムテ 得ザル事由ニ 因リ組合ノ印 章ノ捺捺ヲ受 ケルコト能ハ ザル場合ハ組 合ノ輸出承認 書ノ提出ヲ要 ス) (以下ノ輸出 組合同斷) 二組合ノ發給ス ル外裝證紙ノ 貼附ヲ要ス 三輸出港 四輸出(二港) 大阪 神戸市 門司 長崎 小樽 函館	東部日本南米 輸出組合(本 部) 昭九、八、一 一、設立 名古屋支部	横濱市中區日 本大通三四 ビル内 本局(四〇三三 四五三)	地區 愛知、岐阜、 石川縣以東ノ 内地(圖略) 組合員數 各縣 圖マテ〇九名 東京市四五 横濱市七三四 愛知縣 二〇 川崎市 一 理事長 加藤平次郎 常務理事 山崎義一 名古屋支部主任 加藤隆市 (其)

7 構

寸

亞米利加合衆國

布哇、
ポルト
リコ
含ム

(註)
他ノ貨物ト詰合セ
スルコトヲ得ズ

昭九、八、七
商工省告示
第四九號

昭九、八、一
〇、ヨリ實施

輸出數量

輸出價格

取引先ニ關
スル制限

一同右輸出組合
ニ同シ

二組合ノ發給ス
ル統制證票ヲ
外装ニ貼附テ
要ス

1 北米合衆
國向輸出
統制證票

2 布哇向ク

3 ポートリ
コ向ク

三輸出港(一港)
神戸

日本對米構寸
輸出組合
昭九、五、一
五、設立

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六
神戸商工會
議所内
三宮一九二〇

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六
神戸商工會
議所内
三宮一九二〇

五六

地區 内地一圓

組合員數四二名

大阪市 一五

神戸市 二一

廣島市 三

名古屋市 一

東京市 一

神奈川縣 一

理事長 瀧藤治三郎

書記長 横田 勤

8 漁

網

ソヴィエト
聯邦

昭一〇、九、
四、
商工省告示
第六四號

麻 漁網用綿絲
(マニラロープ
トワイーン) 網

一同右輸出組合
ニ同シ

二組合ノ發給ス
ル檢査合格證
及統制證紙ヲ

對露輸出組合
(本部)
大 一、五、八
二、設立

東京市芝區西
久保櫻川町六
日露協會内

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六

地區 内地一圓

組合員數 二二六名

理事長 倉知 鐵吉

9 夕

各

國

1 夕

(布面ニ輪奈ヲ
有スル織物ニシ
テ浴巾、湯揚又
ハ反物)

2 夕

3 蜂巢織浴巾
(幅三〇吋以下
ノモノ)

4 ハツク織浴巾(ク)

八、ヨリ實
施

輸出檢査

輸出數量

輸出價格

受取手形ニ
關スル條件

昭一四、四、
一七、
商工省告示
第八六號

昭一四、四、
二二、ヨリ
實施

登錄證ノ發
給ヲ受ケタ
ル日ヨリ六
月以内輸出
關領東印度

外装又ハ荷札
ニ貼附テ要ス

一同右輸出組合
ニ同シ

二組合ノ發給ス
ル外装證紙ノ
貼附ヲ要ス

三關領東印度向
品輸出港
(五、港)

大阪 神戸
門司 横濱
名古屋

敦賀支部

日本對米輸出
組合(本部)
昭九、一、一
一七、設立

神戸市東區
磯邊通四丁目
七
神戸ビル五
階
葺合七七〇

神戸市東區
淡路町三丁目
三

北濱(一、二、三、
五、〇、三)

大阪府泉南郡
佐野町八九九
佐野

一六

神戸商工會
議所内

敦賀商工會
議所内

東京市芝區西
久保櫻川町六
日露協會内

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六

神戸市神戸區
海岸通一丁目
一六

地區 内地一圓

組合員數 六六六名

大阪府 二二九

兵庫縣 三三九

京都市 三

東京市 一九

横濱市 三九

名古屋市 一

三重縣 三

今治市 八

廣島市 三

久留米市 一

五七

5 紋織浴巾(ク)
6 其ノ他ノ浴巾(ク)

10 陶磁器
（但シ瓦、煉瓦及土管ヲ除ク）
輸出數量統制品種
第一統制品種
1 食器
2 臺所用用品
3 裝飾品
4 玩具
5 其ノ他ノ調度品
（文房具用品、餌入、膏藥壺ヲ含ム）
第二統制品種
硬質陶器タイル
（プロククタ、イルヲ除ク）
輸出數量統制品種
1 衛生陶器類
2 碍子、電氣用品
3 其ノ他ノ土器

各 國

向輸出數量
割當
積戻ハ組合ニ届出

昭一四、一〇二四、一
商工省告示第二八九號
昭一四、一〇一四、一
實施

一同右輸出組合ニ同ジ
二組合ノ發給スル輸出統制證票ヲ外装ニ貼附ヲ要ス
外装統制證票（一）輸出數量統制品用
1 北米地區向ホテル食器用
2 同單獨碗皿用
3 右以外ノ數量統制品用
イ 木箱竝ニ紙函用
ロ 袋造用（荷札型薄紙）
ハ 木箱タイル用（厚紙）
ニ 小包用（薄紙）

名古屋出張所

横濱出張所

東京出張所

今治出張所

廣島出張所

久留米出張所

名古屋市東區榮町二丁目一階
富國ビル二階
中 四三六

横濱市中區山下町八九
シルベルビル二階
本局 二二五

東京市日本橋區橋町八
浪花 五六一

今治市金星町四丁目
今治 九〇九

廣島市東白鳥町
縣立廣島工業試驗場内
廣島中二八七

久留米市野中町九一〇
日本タオル工場
久留米 〇元

富山市 一
理事長天野吉次
書記長丹羽榮一
検査長宮澤要一
囑託員事務所
門司市棧橋通六
九州炭業株式會社内
門司 一〇三

長崎市櫻町一
長崎商工會議所内
長崎 二〇三
四四二〇

福岡市中洲
博多商工會議所内
西 一二三

富山市總曲輪四五ノ一
富山商工會議所内
富山 四二二

敦賀市富貴三〇
敦賀商工會議所内
敦賀 八

組合員數

七七四名

大阪府 九二

兵庫縣 三四七

愛知縣 一七一

神奈川縣 六〇

岐阜縣 四六

東京府 二九

四日市 一四

佐賀縣 六

京都府 三

福岡縣 三

廣島縣 二

長崎縣 一

聯合會理事長
瀧藤治三郎

同常務理事
永井精一郎

同検査長
永井精一郎

所屬組合地區
（大阪）
大阪、石川、京都、滋賀、福井

14青 乾豆 豌豆 蚕豆 豆
 (乾燥青豌豆)
 除統制品 罐詰及罐詰ノモ

各 國

及醫化學用
 器ヲ除ク
 組合ヨリ輸
 出品證明書
 ノ發給
 輸出後十日
 以內ニ見本
 及輸出報告
 書添附届出
 一 同右輸出組合
 ニ同シ
 二 外裝ニ組合ノ
 統制表示ヲ要
 (1) 北海道内ノ
 港灣ヨリノ
 輸出ニハ外
 (黃色印
 刷ニ赤横
 線一本
 入)
 三 外裝統制證票
 貼附省略地區
 1 英領馬來、
 海峽殖民地
 英領ボルネ
 オ及暹羅
 2 關領東印度
 (關領ニエ
 1 關領ニエ
 關領ボルネ
 オ及關領チ
 モールヲ含
 ム)

北海道豆類輸
 出組合(本部)
 昭八、一〇、
 二六、設立
 神戶支部
 小樽市東雲町
 五八
 小樽 三〇
 神戶市神戶區
 三宮町二丁目
 二一六ノ一
 三宮 二二六
 大宮市東洲全

地區 内地一圓
 組合員數一七名
 小樽市 二九
 神戶市 四五
 東京市 二
 帶廣市 一
 理事長 中村多四良

白 豆 綠 豆 黃 豆 赤 豆 蠶 豆 豆
 白 豆 綠 豆 黃 豆 赤 豆 蠶 豆 豆
 白 豆 綠 豆 黃 豆 赤 豆 蠶 豆 豆

各 國

裝表面ニ直
 徑外法三吋
 ノ圓内ニP
 ノ文字ヲ表
 ハセル輸制
 表示ヲ輸出
 者荷印ノ上
 邊ニ捺染
 (印章捺捺)
 スルコトヲ
 要ス
 (2) 北海道以
 ノ港灣ヨリ
 ノ輸出ニハ
 組合ヨリ交
 付ノ統制表
 示ヲ附スル
 コトヲ要ス
 輸出統制證
 明書ノ提出
 ヲ要ス
 (統制證紙ヲ
 用ヒス)

神戶支部
 小樽市東雲町
 五八
 小樽 三〇
 神戶市神戶區
 三宮町二丁目
 二一六ノ一
 三宮 二二六
 大宮市東洲全

地區 内地一圓
 組合員數一七名
 小樽市 二九
 神戶市 四五
 東京市 二
 帶廣市 一
 理事長 中村多四良

主事 熊谷哲男

18 自 轉 車 各 國

18	自 轉 車	同 部 分	1 完 成	2 フ レ	3 リ	4 前 後	5 ハ タ	6 ハ	7 プ	8 サ	9 ギ ヤ ク ラ ン	10 前 フ	11 ベ	12 泥	13 フ リ	14 チ	15 ス	16 ス	17 タ	18 チ	

各 國
中 華 民 國
滿 洲 國 及
關 東 州 除

昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸	日本自轉車輸
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西	大阪市西區西
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

自 轉 車 各 國
同 部 分
（統制品種ハ前頁
1乃至18並ニ1乃
至18ニ掲グル品種
ノ部分品）
（註）但シタイヤ
ノ外徑一四吋未滿
ノモノ及ソリツド
タイヤノモノニ用
フルモノハ之ヲ除
外ス

19 スライド・ファスナー
（部分品及未完成
品ヲ含ム）

昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號	昭一三、五、一七、三九號
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド	日本スライド
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區	神戸市神戶區
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓	地區 內地一圓
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

24 綿織絲
 (交織物ヲ含む)

中央亞米利加洲
 (メキシコ國ヲ除ク)
 西印度諸島
 南亞米利加洲
 アリソン國
 テルグン國
 ウルグバ
 ライグ
 國、グ
 除ク

昭一〇、五、
 一八、
 商工省告示
 第三九號
 昭一〇、五、
 二〇、ヨリ
 實施
 (昭一〇、八、
 八、同第五
 九號、統制
 市場追加、
 昭一〇、八、
 一〇、ヨリ實
 施)

一同右輸出組合
 二同ジ
 二組合ノ發給ス
 ル輸出統制證
 票ヲ外装ニ貼
 附ヲ要ス
 三輸出港(六港)
 大阪 神戸
 門司 橫濱
 東京 名古屋

日本綿糸布亞
 米利加輸出組
 合(本部)
 昭一〇、四、
 二〇、設立

神戸支所

橫濱出張所

名古屋出張所

大阪市東區本
 町二丁目二六
 五階
 染工聯合會館
 本町(自二三
 至三五)

神戸市神戶區
 東町一丁目二六
 館內
 神戶貿易會
 館(二八三
 二八四
 二八五)

橫濱市中區太
 田町一丁目九
 本局(三五三
 三五四
 三五五)

名古屋市中區
 宮町一丁目八
 一
 名古屋織物
 輸出組合內
 東(六四〇五
 六四一〇)

地區 内地一圓
 組合員數 三二六名
 大阪府 九一
 兵庫縣 一四七
 廣島縣 四
 東京府 一九
 神奈川縣 四四
 愛知縣 一二
 三重縣 六
 京都府 三
 理事長 南郷 三郎
 書記長 中島 三郎

25 別
 コ
 一
 ル
 天 珍

亞米利加合
 衆國

昭一〇、九、
 二二、
 商工省告示
 第一一九號
 昭一〇、二、
 一、
 施

同 右

同 右

同 右

同 右

26 綿織物
 (別珍、ニコトル天
 ヲ除ク)

亞米利加合
 衆國本土

昭一〇、二、
 二六、
 商工省告示
 第六八號
 昭一〇、二、
 六、
 實施

同 右

同 右

同 右

同 右

27 別
 コ
 一
 ル
 天 珍

加奈陀

昭一〇、二、
 二九、
 商工省告示
 第九三號
 昭一〇、二、
 九、
 實施

同 右

同 右

同 右

同 右

88 綿織物

亞米利加合
 衆國

昭一〇、二、
 二九、
 商工省告示
 第九三號
 昭一〇、二、
 九、
 實施

同 右

同 右

同 右

同 右

31 綿織物	佛領モロツ	昭一、一、四、七、 商工省告示 第一六號	一、同右輸出組合 ニ同シ 二、組合ノ發給ス ル統制證紙ヲ 外装ニ貼附テ 要ス	日本綿糸布歐 阿近東輸出組 合(本部) 昭一〇、七、 二五、設立	大阪市東區本 町二丁目二六 五階 染工聯合會 本町(自三三 至三四) 八四 八七	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
32 綿織物	レシバリ ンヤ	昭一、一、九、 九、 商工省告示 第六四號	三輪出港(六港) 大阪 神戸 横濱 名古屋 門司 東京	神戸支所 横濱出張所 名古屋出張所	神戸市神戶區 東町一、二、六 神戶貿易會 館内(自二八三 至二八四) 三宮(自二八四 至二八六) 二五八	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
33 綿織物	西領モロツ	昭一、三、三、 二、 商工省告示 第四九號	同	同	同	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
34 綿織物	英領印度 印度藩王國 (カツチ チ除ク)	昭一、二、五、 三、 商工省告示 第五六號	同	同	同	地區 内地一圓 組合員數 二九名

31 綿織物	佛領モロツ	昭一、一、四、 七、 商工省告示 第一六號	一、同右輸出組合 ニ同シ 二、組合ノ發給ス ル統制證紙ヲ 外装ニ貼附テ 要ス	日本綿糸布歐 阿近東輸出組 合(本部) 昭一〇、七、 二五、設立	大阪市東區本 町二丁目二六 五階 染工聯合會 本町(自三三 至三四) 八四 八七	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
32 綿織物	レシバリ ンヤ	昭一、一、九、 九、 商工省告示 第六四號	三輪出港(六港) 大阪 神戸 横濱 名古屋 門司 東京	神戸支所 横濱出張所 名古屋出張所	神戸市神戶區 東町一、二、六 神戶貿易會 館内(自二八三 至二八四) 三宮(自二八四 至二八六) 二五八	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
33 綿織物	西領モロツ	昭一、三、三、 二、 商工省告示 第四九號	同	同	同	地區 内地一圓 組合員數 四一四名
34 綿織物	英領印度 印度藩王國 (カツチ チ除ク)	昭一、二、五、 三、 商工省告示 第五六號	同	同	同	地區 内地一圓 組合員數 二九名

色ノモノナルコト
 (例) 晒金巾、晒縮、晒木綿、晒天竺、晒布、晒粗布等
 其ノ他トハ前記ノ生無地、線、非ザルモノナルコト(捺染、反染及糸染物)
 (例) 染金巾、染縮、染精子、染細綾、染綾木綿、染天竺布、染四ツ綾、染ホブリン、更紗、捺染細綾、捺染フランネル、捺染モスリン、捺染精子、綿木綿、變り織、織木綿、別珍、天鷲織、サロシ等
 フエンツトハ四碼ヲ超エザル延汚損又ハ不完全ナル製織、染色

ニシテ布晒又ハ布染工程ノ施サレズ且縞、格子、スボツト、紋等ノ現ハサレザルモノナルコト
 (例) 生金巾、生粗布、生綾木綿生細綾、帆布、生フランネル、生天竺布、生縞等
 縁 附生地
 縁附生地トハ漂白、染色等製織以外ノ加工工程ヲ要ナル工程ニシテハサレザル地合ノヨリ成ル地合ノ縁ニ柄ノ現ハサレタル縞織物ニシテ布晒又ハ布染工程ノ施サレザルモノナルコト(例) 縁附生地トモノノ
 晒 晒地トハ經緯線トモ縞織物ニシテ布晒整理ノ工程ヲ施サレタル白

西 露 子 コ マ
 露 子 コ マ
 露 子 コ マ

露 子 コ マ
 露 子 コ マ
 露 子 コ マ

横濱 門司
 東京 名古屋
 (註) 輸出證明書ニ記載セラレタル綿織物ヲ數回ニ分割シテ輸出手續ヲ爲ストキハ該證明書ハ其ノ效力ヲ失フ但シ數輸出證明書ニ記載セラレタル綿織物ヲ一輸出申告ニ依リ輸出可ナルコト輸出證明書記載ノ輸出年月日ハ輸出免許ノ日附ト同一日ナルコト

神戸 支部
 神戸市神戸區
 東町一、二、六
 神戸貿易會館
 三宮一、二

靜岡縣 四
 東京府 六
 京都府 二
 理事長 三郎
 南郷 三郎
 常務理事 茂
 河 茂
 (註) 昭一二、一〇、一六、條約第一二號乃至第一四號參照

委任統治
領ウギニ
ニウカレ
ドニア
フイジ
諸島
其ノ他南
太平洋諸
島ヲ除ク

36毛
（重量ニ於テ一割
以上ノ羊毛、山羊
毛又ハ駱駝毛ヲ含
ム絲）

各 國

輸出數量
輸出證明書
昭一四、二、
商工省告示
第一八號
昭一四、二、
一〇、ヨリ
實施
輸出期間
輸出證明書
交付

附テ要ス
三輸出港（四港）
大阪 神戸
横濱、名古屋
一輸出檢閲申請
書ニ見本（二
オンス）添附
及組合ノ輸出
承認印章ノ押
捺ヲ要ス
但シ滿洲國、
關東州及中華
民國向輸出ニ
付テハ見本ノ
提出ヲ要セズ
二組合ノ發給ス
ル輸出統制證

日本毛絲輸出
組合（本部）
昭一四、二、
設立
大阪支所
横濱支所
神戸支部

三宮（三七三〇
四八三〇）
大阪市東區本
町二丁目二六
四階
染工聯合會
本町 六六
横濱市中區太
田町一丁目九
本局（二二五
三、三五三）
大阪市東區內
本町橋詰町三
一ノ一
大阪織物同
業組合三階
東 二七二
（二五八三）
神戸市神戶區
京町七〇
神戶貿易會
館第二分館
內 三宮四二完
名古屋市東區
宮町一丁目二

神奈川縣 一五
愛知縣 五
東京府 七
理事長 林 莊太郎
常務理事 小泉 種秋
地區 內地一圓
組合員數 一四〇名
大阪市 七二
神戸市 四三
愛知縣 一二
東京市 九
横濱市 四
理事長 越田 榮吉
書記長 鹽田 秀一

（重量ニ於テ一割
以上ノ羊毛、山羊
毛又ハ駱駝毛ヲ含
ム絲）

各 國

輸出數量
輸出證明書
昭一四、二、
商工省告示
第一八號
昭一四、二、
一〇、ヨリ
實施
輸出期間
輸出證明書
交付

票ヲ外裝ニ結
附テ要ス
三輸出手續稅關
大阪、神戸
横濱、名古屋
門司、長崎ノ
各稅關
四郵便局
大阪府（三三局）
三宮
大阪中央郵便
局
大阪東區
大阪西區
東京府
京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
名古屋
津島
兵庫縣
神戸中央
三宮

名古屋支部
横濱支部
三宮支部
東京支部
京都支部
神奈川支部
愛知支部
名古屋支部
津島支部
兵庫支部
神戸支部
三宮支部

名古屋織物
輸出組合內
本局 八二突
横濱市中區日
本橋詰町三
一ノ一
大阪織物同
業組合三階
東 二七二
（二五八三）
神戸市神戶區
京町七〇
神戶貿易會
館第二分館
內 三宮四二完
名古屋市東區
宮町一丁目二

神奈川縣 一五
愛知縣 五
東京府 七
理事長 林 莊太郎
常務理事 小泉 種秋
地區 內地一圓
組合員數 一四〇名
大阪市 七二
神戸市 四三
愛知縣 一二
東京市 九
横濱市 四
理事長 越田 榮吉
書記長 鹽田 秀一

37毛

織物各

國

(重量ニ於テ一割以上ノ羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ含ム織物)

要統制品

刺繡入毛織物(刺繡ノ連關性アルモノ)
毛織シヨールクロ
ス(裁斷セシ儘ニシテ何等其ノ後ノ加工ナキマフラス、シヨール、ス、カ、フ、類ノモノ)
毛製ロシヨール染色又ハ精練シタルシヨールクロスハ之ヲ毛織物トシテ取扱フコト

昭一四、二、
商工省告示
第一九號
昭一四、二、
一〇、ヨリ
實施

關、滿、支向
輸出數量割
當

輸出期間

輸出證明書
交付

日本毛織物輸
出組合(本部)
五、〇、九、
設立

神戶支部

名古屋支部

横濱支部

名古屋支店

大阪市東區内
本町橋詰町三
業組合三階
東
一、五、八、三

神戸市神戶區
京町七〇内

名古屋市東區
宮町一丁目一
一、宮、四、二、元

横濱市中區日
本大通三七
本局(二、八、六、
五、〇、〇、

地區 内地一圓
組合員數
五六七名

大阪市二〇一

神戸市一八七

愛知縣一〇三

横濱市 三六

京都市 三二

岐阜縣 二

滋賀縣 一

群馬縣 一

理事長
古川鐵治郎

常務理事
片桐 秀一

九〇

東京中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

京都中央
東京中央
日本橋
神奈川縣
横濱
愛知縣
名古屋
津島
兵庫縣
神戶中央
三宮

九一

44 綿製漁網用絲 各 國

昭一四、一
○二二、一
商工省告示
第二八八號
昭一四、一
一、四、一
實施
引出品ノ取
輸出數量割
當
綿製漁網及
綿製漁網用
定
1 綿製漁網
2 綿製漁網
ノ所屬組合
合聯工業組
網工業組
用絲製漁網
本網製漁網
業組製漁網
合會製漁網
日本製漁網
工業製漁網
聯合製漁網
組員製漁網

一輸出檢閱申請
書ニ組合ノ輪
押捺ヲ要ス
二組合ノ發給ス
ル輸出統制證
票ヲ外裝ニ貼
附テ要ス
北米又ハボル
トガル向統制
證票
輸出數量割當
1 北米合衆國
向綿製漁網
2 ボルトガル
向綿製漁網
用絲
三輸出港(五港)
大阪 下關 神戶 長崎 門司
四郵便局(六局)
大阪中央郵便
局

日本漁網輸出
組合(本部)
昭一三、五、
三一、設立
神戸支部

四日市千歳
町二
四日市商工
會議所内二
神戸市神戶區
東町一、二、六
神戶貿易同
業組合
三宮 六元

地區 内地一圓
組合員數 一〇六名

大阪府 二六
兵庫縣 三三
愛知縣 一一
三重縣 七
石川縣 五
廣島縣 五
東京府 四
神奈川縣 四
千葉縣 二
山口縣 二
滋賀縣 一
福井縣 一
靜岡縣 一
和歌山縣 一
鹿兒島縣 一
長崎縣 一
北海道 一
理事長 平田 佐矩
書記長 山田金之助

品ノ荷受完
了ニハ受渡
完了證明書
ノ交付
輸出報告書
ヲ組合ニ提
出ス
輸出期間
1 輸出登録
野草登陸ハ
登録ノ日
ヨリ七月
以內
2 同野草登
陸以外ノ敷
物ハ六月
以內
輸出登録商
品ノ積出ハ
能ノ場合ハ
組合ノ承認
ヲ要ス

三 輸出港(四港)
大阪 下關 神戶 長崎
四 郵便局(六局)
大阪中央郵便局

46合 板各 國

(箱用板ヲ含ム)

昭一四、一
商工省告示
第三一二號
昭一四、一
實施
輸出登録證
交付
最低輸出價
格
組合ニ輸出
報告書提出
輸出実績證
明書ノ發給

一輸出檢閲申請
書ニ組合ノ輸
出承認印章ノ
押捺ヲ要ス
二組合ノ發給ス
ル統制紙ヲス
ニ貼附ヲ要ス

日本合板輸出
組合(本部)
昭一三、一
〇、三、設立

大阪事務所
東京事務所
名古屋事務所
清水事務所

神戸市神戸區
播磨町四九
神戶貿易會
館分館
三宮
三二二
二五八
二二四
三三三〇

大阪市東區伏
見町二丁目二
一
伏見町ビル
三階
北濱
二〇〇
二〇〇
二〇〇
東京市京橋區
銀座八丁目一
東京市日本橋區
日本支店ビル
日本伊太利
輸出組合内
銀座七三〇
名古屋市中區
正木町一〇
小江口ビル内
清水市島崎町
五
静岡縣へ二

地區内地一圓
組合員數 二二二名

理事長 松本 兼一
主事 眞鍋 速雄
大阪市 四九
神戸市 七七
尼崎市 一
名古屋市 三九
東京市 二八
横濱市 七
京都市 二
北海道 四
静岡縣 五

昭一四、一
商工省告示
第三一二號
昭一四、一
實施
輸出登録證
交付
最低輸出價
格
組合ニ輸出
報告書提出
輸出実績證
明書ノ發給

昭一四、一
商工省告示
第三一二號
昭一四、一
實施
輸出登録證
交付
最低輸出價
格
組合ニ輸出
報告書提出
輸出実績證
明書ノ發給

一輸出檢閲申請
書ニ組合ノ輸
出承認印章ノ
押捺ヲ要ス
二組合ノ發給ス
ル統制紙ヲス
ニ貼附ヲ要ス

昭六、一〇、
昭一四、設立
理事長 佐々木種三郎
主事 赤崎健吉
長崎海產物輸
出組合
昭一四、七、
昭一九、設立
北海道海產物
輸出組合
昭一三、四、
昭一五、設立
函館支部
小樽支部
釧路支部
根室支部
北海道昆布輸
出組合
昭一六、七、三
設立

二五
元町
二二〇
長崎市新地町
一八
函館市船場町
二二
函館(一九三
七)
小樽市
釧路市
北海道根室郡
室根町
北海道根室郡
根室町木町三
丁目一〇
電話 一六
釧路市
北海道厚岸郡
厚岸町
同厚岸郡霧多
布村
函館市
小樽市

(西部日本)
兵庫、鳥取、岡
山、廣島、島根
山口、香川、德
島、愛媛、高知
福岡、大分、宮
崎、佐賀、鹿兒
島、熊本、沖繩
ノ各縣
組合員 一四四
(長崎)
長崎縣
理事長 前田 駒一
組合員 五二二
(北海道海產物)
北海道
理事長 齋藤榮三郎
(北海道昆布)
北海道
理事長 藤井 太吉

1 重要輸出品檢閱關係法令

- 1 重要輸出品檢閱關係法令 (昭一一、五、法律第二六號)……………一〇九
- 2 同法施行規則 (昭一一、九、商工省令第八號)……………一一一
- 3 重要輸出品檢閱標準 (昭一一、一〇、商工省告示第八三號)……………一二一

2 輸出絹織物及輸出入造絹織物檢閱關係法令

- 1 輸出絹織物檢閱取締法 (昭二、三、法律第二七號)……………一二三
- 2 同法施行規則 (昭二、二、商工省令第一二號)……………一二五
- 3 輸出絹織物檢閱規程 (昭三、一、商工省訓令第一號)……………一三四

3 輸出水產物檢閱關係法令

- 1 輸出水產物檢閱取締法 (昭九、三、法律第三六號)……………一三五
- 2 輸出水產物檢閱規則 (昭九、五、農林省令第六號)……………一三八
- 3 輸出水產物檢閱規則 (昭一一、九、農林省令第二四號)……………一四七
- 4 鮎類油漬鮎及冷凍鮎類輸出證明規則 (昭九、一〇、農林省令第二八號)……………一五一
- 5 種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件 (昭一三、四、農林省令第一〇號)……………一五三
- 6 關東州、滿洲國及中華民國向輸出水產物輸出統制ニ關スル件 (昭一四、一〇、農林省令第四八號)……………一五三

4 貿易組合法ニ依ル輸出品檢閱關係法令

- 1 貿易組合法施行規則 (昭一二、八、法律第七四號)……………一五九
- 2 同法施行規則 (昭一二、九、商工省令第一八號)……………一六六
- 3 同法第十八條ニ依ル輸出統制命令告示 (昭九、八、商工省告示第四九號其ノ他)……………一七三

5 輸出檢閱手数料關係法令

- 1 輸出水產物檢閱手数料令 (昭一一、九、勅令第三一九號)……………一八九
- 2 貿易組合法、輸出絹織物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル檢閱手数料ニ關スル件 (昭一一、九、勅令第三五二號)……………自一九〇至一九五

(註) 輸出檢閱申請取扱方……………

一一 輸出檢閱關係法令

1 重要輸出品檢閱關係法令

1 重要輸出品取締法 (抄錄) (昭一一、五、法律第二六號)

第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

[參照] 同法施行規則(昭一一、九、商工省令第八號)第一條

第二條 重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ者(検査機關)ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

[參照] 同法施行規則第一五條乃至第一九條

第三條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ重要輸出品ガ前條ノ規定ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ

[參照] 同法施行規則第三〇條乃至第三三條

第八條 主務大臣重要輸出品ノ輸出ニ關シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ保税地域内ニ於テ又ハ店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ輸出ヲ爲シ又

ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第九條 重要輸出品ノ檢査ニ關シ第二條ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル檢査機關ノ印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽シタル重要輸出品ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第十條 前條ノ記號若ハ證票ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ記號若ハ證票ヲ偽造シ若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ記號若ハ證票ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ掲ゲタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

第十三條 第二條、第三條又ハ第九條第二項ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル重要輸出品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スル能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、檢査、搜索若ハ差押ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

二 第九條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第十五條 重要輸出品ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十三條第一項ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス重要輸出品ノ移出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

2 重要輸出品取締法施行規則 (抄録)

(昭一一、九、商工省令第八號)

(正改) (昭一三、三、(同第七號))

(同二八號)

(同三一、七、(同第一號))

(同九三號)

(同二六號)

(同四八號)

第二條 重要輸出品取締法第一條ノ重要輸出品ノ種類左ノ如シ

一 製帽用真田 (麻、麥稈又ハ經木ヲ主要材料トシテ編成シタルモノ)

- 三 燐寸尺具田 (燐寸尺具田)
- 三 硝子製品中燻、食器、食料容器、火屋、ランプ笠、ランプ油壺、模造眞珠、光珠、腕環、試験管、ピーカー、フラスコ及漏斗
- 四 珩瑯鐵器 (鐵板ヲ以テ製シタルモノ)
- 五 莫大小製品中肌衣、手袋、靴下、首卷、腹卷及ジャケツ其ノ他ノ外衣
- 六 刷子及同柄
- 七 セルロイド (セルロイドニ類スル可塑性物質ヲ含ム) 製品中櫛、腕環 (切斷スルコトニ依リテ箇々ノ腕環トナル程度ノ未完成品ヲ含ム) 及長又ハ直徑十糎ヲ超ユル玩具
- 八 鉛筆 (色心ノモノヲ含ム) 竝ニ同鞘及同心
- 九 綿織物 (綿絲ト他ノ種類ノ絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ交織絲數總經緯絲中毛絲又ハ絹絲ヲ交織シタルモノニ在リテハ三分ノ一未滿ノモノ、麻絲、人造絹絲又ハステープルファイバールヲ交織シタルモノニ在リテハ二分ノ一未滿ノモノ竝ニ綿絲ト他ノ二種類以上ノ絲ヲ交織シタルモノニ在リテハ二分ノ一以下ノモノ竝ニ綿絲ト他ノ二種類以上ノ絲ヲ交織シタルモノニシテ毛絲又ハ絹絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノモノヲ除キ綿絲ノ數最モ多キモノヲ含ム) 中綿縮、綿絨、綿フランネル、綿ポプリン、綿小倉織、縞三綾、綿サロン (染色シタルモノヲ除ク)、細綾綿布、變リ綾綿布、斜綾綿布 (太綾綿布ヲ除ク)、綿縐子 (五枚又ハ八枚ノ經縐子以外ノモノヲ除ク)、縞綿布、色絲又ハ晒絲ヲ以テ製織シタル綿布、無地染綿布、捺染綿布但シ綿サロンニシテ幅二十吋未滿ノモノ

- 一 ノ及長五十吋未滿ノモノ竝ニ綿サロン以外ノモノニシテ幅十八吋未滿ノモノ及長六碼未滿ノモノヲ除ク
- 十 人造眞珠 (硝子又ハ貝殼ノ外部ニ魚鱗ヲ塗布シタルモノ) 八
- 十一 自轉車 (タイヤノ外徑十四吋未滿ノモノ及ソリッドタイヤノモノヲ除ク)、リヤカー荷物三輪車竝ニ同部分品又ハ同附屬品中車體、ハンドル、ブレーキ、各種フォーク、ギヤ (變速ギヤヲ含ム)、クランク、リム、スポーク、ハブ (コスターハブヲ含ム)、フリホキール、小ギヤ、チェーン、チェーン引、シートピラー、サドル、ペダル、ヘッド小物、ハンガー小物、ラッグ、スチールボール、ピン類、ナット類 (フリットステツプヲ含ム)、土除、スタンド、荷臺、握リ、チェーンケース、バルブ、ポンプ、錠前、ベル、ラツバ、ホン、サイレン、ランプ、テールライト、リフレクター、ハンドルカバー、サドルカバー、スパナー、スポークレンチ、靴、油差及此等ノ部分品
- 十二 綿毛布 (人造絹ト綿トノ混紡絲ヲ交織シタルモノヲ含ム) 及同生地 (幅二十八吋未滿ノモノ及長三十六吋未滿ノモノヲ除ク)
- 十三 ゴム靴 (ゴム底布靴及オーバースシューズヲ含ム) 竝ニ同甲被及同底
- 十四 電球
- 十五 フェルト帽子及同帽體
- 十六 ゴム玩具及運動具

- 十七 綿タオル（綿絲以外ノ絲類ヲ總經緯絲數ノ三分ノ一未滿交織シタルモノヲ含ム）
- 十八 自轉車（リヤカー）及三輪車ヲ含ム）用中空ゴムタイヤ及チューブ（車輪ノ直徑三百
- 十九 動力傳導用平型ゴムベルト
- 二十 紡織用木管及スキワー
- 二十一 布帛製品中ワイシャツ、カッターシャツ（スポーツシャツヲ含ム）、ハンカチーフ（ナフキンヲ含ミタオル製ノモノヲ除ク）、マフラ、シヨール、スカーフ、サロン（第九號ノ綿サロンヲ除ク）、テールブルクロス（ドイリー及センターヲ含ミタオル製ノモノヲ除ク）、ベッドカバー（タオル製ノモノヲ除ク）、ピローカバー（タオル製ノモノヲ除ク）、キモノ（ハツビーコートヲ含ム）及ビジャマ（タオル製ノモノヲ除ク）
- 二十二 敷布（紋織又ハ綾織ノモノニシテ幅四十吋ヲ超エ長六十吋ヲ超ユル房附又ハ縁附ノモノ）但シタオル製ノモノヲ除ク
- 二十三 石鹼（化粧用、洗濯用又ハ纖維工業用ニ供スル脂肪酸又ハロジン酸ノアルカリ石鹼ニ限ル）但シ液狀ノモノ又ハクリーム狀ノモノヲ除ク（昭一四、一〇、一、ヨリ施行）
- 二十四 合板（長百五十糎以上、幅六十糎以上、厚十五糎以下ニシテ七層以下ノモノ）並ニ合板製箱（容積八萬立方糎以上ノモノ）及其ノ組立材料（昭一五、一、一、ヨリ施行）
- 第五條 商工大臣重要輸出品取締法第二條ノ認可ヲ爲シタルトキハ検査機關ニ付左ニ掲グル事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ
- 一 名稱及住所

二 検査場ノ名稱及位置

- 三 検査ヲ行フ重要輸出品ノ種類及品種
- 四 検査ニ關シ使用スル印章、記號又ハ證票
- 五 検査開始ノ年月日
- 六 認可ノ年月日
- 第七條 検査機關検査規程ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第八條 検査ハ検査機關ノ検査場ニ於テ之ヲ行フベシ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケ検査機關ノ検査場以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得ニ其ノ検査規程又ハ證票ハ其ノ検査場ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 第九條 検査ノ結果ハ之ヲ合格及不合格ニ分ツ
- 合格又ハ不合格ハ別ニ定ムル検査標準ニ依リ之ヲ決定ス
- 検査合格品ニハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ等級ヲ附スルコトヲ得
- 第十條 検査機關検査上必要ト認ムルトキハ検査品ノ一部ヲ採取シ之ニ依リ検査ヲ行フコトヲ得
- 第十一條 検査機關ハ検査合格品又ハ其ノ内装ニ合格ヲ證スル印章、記號又ハ證票ヲ附スベシ
- 第十二條 検査合格品ヲ切斷シ又ハ之ニ加工シタルトキハ其ノ検査ハ效力ヲ失フ
- 検査機關ハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査ノ日ヨリ一定ノ期間ヲ經過シタル合格品ニ付其ノ検査ノ效力ヲ失ハシムルコトヲ得
- 第十五條 検査ニ合格セザル重要輸出品ト雖モ其ノ用途、仕向地其ノ他ノ事情ニ依リ當該重要輸出品ノ聲價ヲ害スル虞ナキトキハ商工大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ輸出スルコトヲ得

第十六條 確實ナル信用ヲ有スル工業者其ノ製造シタル重要輸出品ニ第十七條ノ申請書ニ記載シタル登録商標ヲ使用スル場合ニ於テ商工大臣公益上支障ナシト認ムルトキハ重要輸出品取締法第二條ノ検査ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第十七條 前條ノ免除ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名又ハ名稱及住所
 - 二 當該重要輸出品ノ品種及規格
 - 三 當該重要輸出品ノ製造ニ關スル設備ノ概要
 - 四 最近五年間ニ於ケル當該重要輸出品ノ製造數量及輸出數量
 - 五 當該重要輸出品ノ主ナル仕向地竝ニ其ノ海外ニ於ケル取扱者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 六 當該重要輸出品ニ使用スル登録商標竝ニ其ノ登録番號及登録年月日
 - 七 當該登録商標ガ當該重要輸出品ノ仕向國ニ於テモ登録セラレタルモノナルトキハ其ノ登録番號及登録年月日
- 前項ノ申請書ニハ當該登録商標ガ之ヲ使用シタル當該重要輸出品ノ海外ニ於ケル取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラルル事實ヲ證スル書面及現品見本ヲ添附スベシ
- 第一項第一號ニ掲グル事實ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ
- 第十八條 商工大臣第十六條ノ免除ヲ爲シタルトキハ工業者ニ付左ニ掲グル事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一 氏名又ハ名稱及住所

二 當該重要輸出品ノ品種及規格

三 當該重要輸出品ニ使用スル登録商標及其ノ登録番號

第十九條 商工大臣公益上必要ト認ムルトキ又ハ第十六條ノ免除ヲ受ケタル者ノ行爲法令ニ違反シ若ハ信用ヲ毀損スルモノト認ムルトキハ第十六條ノ免除ヲ取消スコトヲ得

第二十一條 検査機關ハ検査ノ施行ヲ統轄セシムル爲検査員中ヨリ検査長ヲ選任シ商工大臣

第二十二條 検査長ハ検査機關ノ役員ニ對シ検査ノ施行ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十三條 検査長前項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベタルトキハ遲滞ナク其ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十六條 検査機關ハ毎月検査成績報告書ヲ作成シ之ヲ翌月十日迄商工大臣ニ提出スベシ

第二十九條 検査機關ハ每事業年度終了後三月以内検査ニ關スル收支決算書及検査事業報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ其ノ重要輸出品ガ重要輸出品取締法第二條ノ規定ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付税關ノ檢閲ヲ受クベシ但

シ郵便物ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 前條ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ輸出申告又ハ積戻申告ト同時ニ様式第一號ノ檢閱申請書ヲ税關ニ提出スベシ
 前項ノ檢閲ヲ受ケントスル者第十五條ノ許可ヲ受ケ輸出スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ許可アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ
 第三十二條 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ檢閲ヲ受クベキ物又ハ受ケタル物ノ運搬、荷解、荷造共ノ他ノ處置ヲ爲スベシ
 第三十三條 税關檢閲ノ結果重要輸出品ガ重要輸出品取締法第二條ノ規定ニ從ヒテ輸出セララルモノナルコトヲ認ムルトキハ其ノ旨ヲ表示スル印章ヲ輸出免狀又ハ積戻免狀及檢閱申請書ニ押捺スベシ

第三十四條 重要輸出品取締法第八條第三項ノ規定ニ依リ準用スル間接國稅犯則者處分法第四條ノ證票ハ様式第二號ニ依ル
 第三十五條 間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ハ重要輸出品取締法第八條第一項第二項ノ規定ニ依リ臨檢、尋問、搜索及差押ニ之ヲ準用ス

(様式第一號)

重要輸出品檢閱申請書

收入印紙 貼附欄

積載船名
出港港名
定年
月
日
號

受付年月日

輸出申告番號又ハ積戻申告番號

仕向地	貨物及番號	記號	包裝及種數	品名	數量	價額	種類
重要輸出品取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由 <td>製造者氏名住所 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </td>	製造者氏名住所 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>						
申請者(輸出者)氏名住所印							
申請代理人氏名住所印							
申請年 月 日							
添附書類							

備考			
一	品名ノ欄ニハ重要輸出品ノ種類及品種ヲ記載シ重要輸出品取縮法施行規則第十五條ノ許可又ハ第十六條ノ免除ヲ受ケタルモノアリタルトキハ其ノ品種及規格ヲモ記載スベシ		
二	重要輸出品取縮法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由ノ欄ニハ		
イ	検査合格品ナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ検査機關ノ名稱及検査年月日ヲ附記スベシ		
ロ	重要輸出品取縮法施行規則第十五條ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ旨記載スベシ		
ハ	重要輸出品取縮法施行規則第十六條ノ免除ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ旨記載スベシ		
三	製造者氏名住所ノ欄ニハ		
イ	重要輸出品取縮法施行規則第十六條ノ免除ヲ受ケタルモノナルトキハ當該工業者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スベシ		
ロ	其ノ他ノ場合ニ於テ製造者ノ氏名若ハ名稱又ハ住所不明ナルトキハ其ノ旨記載スベシ		
四	申請代理人ニ依リ申請スル場合ニ於テ別ニ代理權ヲ證スル書面ヲ提出シタルトキハ申請者(輸出者)ノ捺印ヲ要セズ		

(昭二一第一號)

商工省告示第八三號

原出簿
本Y01簿

3 重要輸出品検査標準 (昭二一、一〇、)

- 改) (昭二一、一〇、) (同二一、三、三、) (同二一、三、七、) (同二一、三、九、)
- (正) (同二一、三、二、) (同二一、四、六、) (同二一、四、九、) (同二一、四、九、)
- (同二一、三、三、) (同二一、三、二、) (同二一、三、二、) (同二一、二、九、) (同二一、二、〇、)

(本文省略)

前項ノ場合ニ於テ當該官吏第一條又ハ第一條ノ規定ニ違反シテ輸出絹織物ヲ輸出シ又ハ輸出セシトシタル者アリト認めタルトキハ被疑者若シ参考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得ル事ハ命令ヲ發スルハヒトモ其臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用スルニ關スル事ハ其第七條 輸出絹織物ノ検査ニ關シテハ附シタル輸出絹織物検査所ノ印章又ハ記號ハ正當ノ理由ナクシテ抹消、除却又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

前項ノ印章又ハ記號ヲ抹消、除却又ハ隠蔽シタル輸出絹織物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第八條 左ノ各號ハ一ニ該當スルモノハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條、第一條ノ二又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出絹織物ヲ輸出シ又ハ輸出セシトスル所爲ヲ爲シタル者

二 第三條又ハ前條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三 第二條ノ規定ニ依ル命令又ハ第四條ノ規定ニ依ル命令若シ處分ニ違反シタル者

前項第一號ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出絹織物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第九條 正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、検査、搜索若ハ差押ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 輸出絹織物ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、店主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ

本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十一條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルニ依リ輸出絹織物ニ關スル營業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條ノ二 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出絹織物ノ移出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ一部ヲ準用スルコトヲ得

第十二條 本法ハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ除クハ外輸出入造絹織物ニ付之ヲ準用ス

2 輸出絹織物取締法施行規則 (抄録)

(昭四、一〇、(正改) (商工省令第一二號) (中間 (同第一三、六、(省略) (同第二九號) (昭二、二二、(商工省令第一二號)

第二條 輸出絹織物ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル輸出向織物(「バイル」織物ヲ除ク)ニシテ幅十八吋以上長二碼以上ノモノヲ謂フ

一、絹絲ヲ以テ製織シタルモノハ、ニシテ其ノ絹絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一
 二、絹絲ト絹絲以外ノ絲類トヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノ
 以上ノモノ（毛絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲ノ數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノ
 モノヲ除ク）

第二條 絹絲ト稱スルハ本絹絲、節絲、絹紡績絲、野蠶絲、野蠶節絲及野蠶紡績絲ヲ謂フ

第三條 輸出絹織物ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ

一 第一種 本絹絲ノミヲ以テ製織シタル輸出羽二重、輸出生絹縹子、輸出縮緬及輸出壁、
 野蠶絲ノミヲ以テ製織シタル輸出絹紬、絹紡績絲（家蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シ
 タルモノヲ除ク）ノミヲ以テ製織シタル輸出富士絹並ニ本絹絲及絹紡績絲（家蠶纖維
 以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタルモノヲ除ク）ノミヲ以テ製織シタル輸出「スパンクレ」

二 第二種 輸出「タフタ」、輸出平琥珀、輸出練絹縹子及輸出甲斐絹

三 第三種 前二號以外ノ輸出絹織物

第四條 輸出入造絹織物ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル輸出入織物（人造絹「バイル」織
 物以外ノ「バイル」織物ヲ除ク）ニシテ幅十八吋以上長二碼以上ノモノヲ謂フ

一 人造絹絲ヲ以テ製織シタルモノ
 二 人造絹絲ト人造絹絲以外ノ絲類トヲ交織シタルモノニシテ其ノ人造絹絲ノ數總經緯絲
 數ノ二分ノ一以上ノモノ（毛絲又ハ絹絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ毛絲又ハ絹絲ノ

數總經緯絲數ノ三分ノ一以上ノモノ及麻絲ヲ交織シタルモノニシテ其ノ麻絲ノ數總經
 緯絲數ノ二分ノ一ノモノヲ除ク）

三 人造絹「バイル」織物

第五條 輸出絹織物取締法第六條第三項ノ規定（同法第十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ
 含ム）ニ依リ準用スル間接國稅犯則者處分法第四條ノ證票ハ様式第一號ニ依ル

第六條 輸出絹織物ハ輸出絹織物検査所ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ營利ノ目的ヲ以
 テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 製織後精練ヲ要スル輸出強撚絹織物ニシテ精練セザルモノ
 二 手巾、「マフラ」類ノ連製ノ生地

第六條ノ二 前條ノ検査ニ合格シタル輸出絹織物（瑕疵、汚染又ハ胴切ノ印章ヲ押捺セラレ
 タルモノヲ除ク）ニシテ商習慣ニ依リ切斷ヲ爲シタルモノハ其ノ織物ノ端末ニ様式第六號
 ノ二ノ印章ヲ押捺シタルモノニ限リ更ニ検査ヲ受クルコトナクシテ之ヲ輸出スルコトヲ得

第七條 第六條ノ検査ニ不合格ト爲リタルモノト雖モ其ノ仕向地又ハ用途ニ依リ輸出絹織物
 ノ聲價ヲ害スル虞ナキ場合ニ限リ商工大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ輸出スルコトヲ得
 前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ノ許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條、確實ナル信用ヲ有スル製織業者其ノ製織シタル輸出絹織物ニ第九條ノ申請書ニ記載シタル登録商標ヲ使用スル場合ニ於テハ商工大臣ノ許可ヲ受ケ第六條ノ検査ノ免除又ハ合格印章捺捺ノ省略ヲ受クルコトヲ得

第九條、前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名又ハ名稱及住所
- 二 當該製品ノ種類及規格
- 三 當該製品ニ使用スル登録商標及登録番號及登録年月日

前項第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條、商工大臣第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

- 一 當該製品ノ種類
- 二 當該製品ニ使用スル登録商標及登録番號
- 三 當該製品ノ種類

第十一條、第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者法令ニ違反シ若ハ信用ヲ毀損スル行爲ヲ爲シタルトキ又ハ商工大臣ニ於テ取締上必要アリト認メタルトキハ商工大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十二條、第六條ノ検査ヲ受ケタル後精練、漂白、染色、整理其ノ他ノ加工又ハ切斷ヲ爲シタルトキハ其ノ検査ハ效力ヲ失フ

第十八條、第六條ノ検査ハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付之ヲ行フ

- イ 原絲及原絲ノ加工
- ロ 組織
- ハ 製織
- ニ 精練、漂白、染色及整理
- 二 量目
- 三 長及幅
- 四 瑕疵、汚染及胴切
- 五 其ノ他本則ニ依リ合格又ハ不合格ヲ定ムルニ必要ナル事項

第二十二條、第六條ノ検査ノ結果ハ之ヲ合格及不合格ニ分ツ

精練シタル第一種輸出絹織物(長六碼未滿ノモノ)及染色シタルモノヲ除ク中柄物ヲ除キタル輸出羽二重、輸出生絹縞子、輸出絹紬及輸出富士絹ノ合格ハ之ヲ一等及二等ニ分ツ

第二十三條、第二種輸出絹織物ハ整理ノ前後二回検査ヲ行ヒ合格及不合格ヲ決定ス

第二十七條、輸出絹織物ノ合格品ニハ合格印章及左ノ印章ヲ捺捺ス但シ長六碼未滿ノモノニハ合格印章ノミヲ捺捺ス

一 精練シタル第一種輸出絹織物（第二十四條ノ四ノ適用ヲ受クベキ輸出平羽二重ニシテ同條左表ニ該當スル各々附ノモノ、輸出富士絹、輸出「スパンクレープ」及錫鹽類ヲ施用シタル輸出縮緬並ニ其ノ他ノ輸出絹織物ニシテ染色シタルモノヲ除ク）及精練シタル第三種輸出絹織物（染色シタルモノヲ除ク）中輸出片「スパンクレープ」、輸出絳絹、節絲ヲ使用シタル輸出縮緬及輸出壁並ニ野蠶紡績絲ヲ使用シタル輸出絹紬ニ付テハ長幅及量目ヲ表示スル印章其ノ他ノモノニ付テハ長及幅ヲ表示スル印章

二 精練シタル輸出絹織物（染色シタルモノヲ除ク）ニシテ瑕疵、汚染又ハ胴切アルモノニ付テハ之ヲ表示スル印章

三 精練シタル第一種輸出絹織物（染色シタルモノヲ除ク）中第二十四條ノ四ノ適用ヲ受クベキ輸出平羽二重ニシテ同條同表ニ該當スル各々附ノモノ及第二種輸出絹織物中前條ノ製織規格ニ依リタルモノ（金屬絲ヲ使用シ若ハ縫取ヲ施シタルモノ又ハ主ナル地合ト著シク密度ヲ異ニシタル部分アルモノヲ除ク）ニシテ六、八、十、十二、十四及十六ノ各々附（上目二分ノ一々附未滿、下目二分ノ一々附以內ノ範圍ヲ含ム）ノモノニ付テハ其ノ各々附ヲ表示スル印章

第二十九條 輸出絹織物ノ不合格品ニハ不合格印章ヲ押捺ス

第三十條 検査ノ表示ヲ訂正スル場合ニ於テハ取消ノ印章ヲ押捺ス

第三十一條ノ三 第二十三條ノ規定ハ輸出入造絹織物（製織後精練ヲ要スル輸出強撚絲人造絹織物ヲ除ク）ニ付之ヲ準用ス

第三十一條ノ七 輸出入造絹織物ノ合格品ニハ合格印章及左ノ印章ヲ押捺ス但シ長六碼未滿ノモノニハ合格印章ノミヲ押捺ス

一 長及幅ヲ表示スル印章

二 瑕疵、汚染又ハ胴切アルモノニ付テハ之ヲ表示スル印章

第三章 檢 閱

第三十一條ノ九 營利ノ目的ヲ以テ輸出絹織物ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ其ノ輸出絹織物が輸出絹織物取締法第一條ノ規定ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付税關ノ檢閲ヲ受クベシ但シ郵便物ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條ノ十 前條ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ輸出申告又ハ積戻申告ト同時ニ様式第十一號ノ檢閲申請書ヲ税關ニ提出スベシ

前項ノ檢閲ヲ受ケントスル者第七條ノ許可ヲ受ケ輸出スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ許可アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第三十一條ノ十一 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ檢閲ヲ受クベキ物又ハ受ケタル物ノ運搬、荷解、荷造其ノ他ノ處置ヲ爲スベシ

第三十一條ノ十二 税關檢閲ノ結果輸出絹織物が輸出絹織物取締法第一條ノ規定ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ認ムルトキハ其ノ旨ヲ表示スル印章ヲ輸出免狀又ハ積戻免狀及檢閲申請書ニ押捺スベシ

第三十一條ノ十三 本章ノ規定ハ輸出入造絹織物ニ付之ヲ準用ス

主務大臣ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

〔參照〕 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則(昭九、一〇、農林省令第二八號)

種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件(昭一三、四、農林省令第一〇號)

關東州、滿洲國及中華民國向輸出水産物輸出統制ニ關スル件(昭一四、一〇、農林省令第四八號)

第七條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、輸出水産物其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル所爲アリト認ムルトキハ尋問、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得
臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

〔參照〕 當該官吏臨檢ノ件(昭九、五、農林省令第九號)

第八條 輸出水産物ノ檢査ニ關シ第一條第一項ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ
前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽シタル輸出水産物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第九條 左ノ各號ハニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ヲ輸出シタル者

二 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ業ヲ爲シタル者

前項第一號ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出水産物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者

三 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルモノ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第七條ノ規定ニ依ル臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第十二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本法ノ適用ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出水産物ノ移出ハ之ヲ輸出ト看做ス

2 輸出水産物検査規則 (抄録) (昭九、五、五ニニ農林省令第六號)

(正改) (昭九、九、九) (同第一一、三) (同第一三、六) (同第一四、二) (同第一四、九) (同第二六號) (同第一號) (同第二八號) (同第六號) (同第四四號)

第一條 輸出水産物取締法第一條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ
一 水産物罐詰
二 冷凍水産物
三 寒天

四 魚粉、魚粕及海藻粉

五 種牡蠣

六 農林大臣ノ指定スル乾製水産物及鹽藏水産物

(參照) 乾製水産物及鹽藏水産物指定ノ件 (昭一四、九、農林省告示第三二一號)

第二條 前條ニ掲グル輸出水産物ハ左ニ掲グル法人(以下検査機關ト稱ス)ノ行フ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト(保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ得ズ

一 水産物罐詰ニ付テハ全國輸出罐詰業水産組合聯合會

二 冷凍水産物ニ付テハ日本輸出冷凍魚介水産組合

三 寒天ニ付テハ日本寒天製造業水産組合

四 魚粉、魚粕及海藻粉ニ付テハ日本フィッシュミール水産組合

五 種牡蠣ニ付テハ日本輸出種牡蠣養殖業水産組合

六 前條第六號ノ乾製水産物及鹽藏水産物ニ付テハ日本輸出海産物水産組合

第三條 検査機關ハ検査ニ關スル規程(以下検査規程ト稱ス)ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

左ニ掲グル事項ハ検査規程ニ之ヲ記載スベシ

一 検査品ノ種類及品種ニ關スル事項

二 検査場所ニ關スル事項

- 三 検査請求ノ手續ニ關スル事項
 - 四 検査標準ニ關スル事項
 - 五 検査方法ニ關スル事項
 - 六 供試料品ノ採取ニ關スル事項
 - 七 検査ノ證明ニ關スル事項
 - 八 検査ノ效力ニ關スル事項
 - 九 検査ニ關シ使用スル印章、記號及證票ニ關スル事項
 - 十 再検査ニ關スル事項
 - 十一 不合格品ノ處置ニ關スル事項
 - 十二 検査手数料ニ關スル事項
 - 十三 前各號ノ外検査ニ關シ必要ナル事項
 - 第十四 検査ハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外検査規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フベシ
 - 第十五 検査ハ検査機關ノ指定スル検査場所ニ於テ之ヲ行フ但シ検査機關ニ於テ必要ト認ムル場合ハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
 - 第十六 前項ノ検査場所ハ農林大臣之ヲ告示ス
- 〔参照〕 全國輸出罐詰業水産組合聯合會ノ検査場所ノ件(昭一四、九、農林省告示第三三八號)
 日本輸出冷凍魚介水産組合ノ検査場所ノ件 (昭一四、九、同第三三九號)

- 品 日本寒天製造業水産組合ノ検査場所ノ件 (昭一四、九、同第三四〇號)
 - 日本フイツシユミール水産組合ノ検査場所ノ件(昭一四、九、同第三四一號)
 - 日本輸出種牡蠣養殖業水産組合ノ検査場所ノ件(昭一四、九、同第三四二號)
 - 日本輸出海産物水産組合ノ検査場所ノ件 (昭一四、九、同第三四三號)
- 第六條 検査ノ結果ハ合格及不合格ニ分チ検査規程ニ定ムル検査標準ニ依リ之ヲ決定ス
 検査合格品ニハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ等級ヲ附スルコトヲ得
 検査標準ハ左ニ掲グル項目ニ付之ヲ定ムベシ

- 一 水産物罐詰
 - イ 罐ノ外觀及真空度
 - 正ロ 罐材
 - ハ 内容量
 - ニ 品位
 - ホ 包装
 - 二 冷凍水産物
 - イ 外觀
 - ロ 凍結状態
 - ハ 品位
- 罐主ニ寒包装セルモノニ在リテハ包装及量目

者ハ別記様式ニ依リ輸出許可申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
 第十二條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依
 ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル輸出水産物ヲ輸出スル場合ハ輸出水産物取締
 法第一條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルモノハ輸出
 スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 開装シ又ハ加工シタルトモ但シ第八條ノ規定ニ準ジ開装シタルトモキヲ除ク
 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消又ハ除却其ノ他ノ事由ニ
 因リ合格品タルコト明ナラザルニ至リタルトモキ

三 検査施行後第七條第二項ノ規定ニ依リ検査規程ニ定ムル一定ノ期間ヲ經過シタルトモキ
 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依ル検査ト
 同等以上ト認メタルモノハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ輸出セントスルトモキハ輸出
 前検査機關ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

- 〔參照〕 昭九、六、農林省告示第二一八號 (蟹罐詰「朝鮮」)
- 昭一、三、同 第五五號 (蟹罐詰「樺太」)
- 昭一、九、同 第三二九號 (鯖水煮罐詰及鯖味付罐詰並ニ鰯トマト漬罐詰「朝鮮」)
- 昭一、四、六、同 第一六八號 (魚粉「朝鮮」)

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ検査若ハ前條第三項ノ認證ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者
- 二 第十條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者
- 三 前條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ同條第三項ノ認證
 ヲ受ケズシテ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

附 則 (昭一四、九、農林省令第四四號)

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十二年農林省令第五十四號ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタル輸出水産物ニシテ未ダ輸出セザルモノニ付テハ仍從前ノ例
 ニ依ル
 前項ニ該當スルモノヲ除クノ外本令施行前同業組合、水産組合、輸出組合又ハ水産會法ニ依
 ル水産會ノ行フ検査ニ合格シタル水産物罐詰、冷凍水産物、寒天又ハ第一條第六號ノ乾製水
 産物若ハ鹽藏水産物ニシテ本令施行ノ際未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規
 定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルモノニ付テハ此ノ
 限ニ在ラズ

- 一 開装シ又ハ加工シタルトモ但シ第八條ノ規定ニ準ジ開装シタルトモキヲ除ク
- 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消又ハ除却其ノ他ノ事由ニ依

リ合格品タルコト明ナラザルニ至リタルトキ
三 検査施行後第七條第二項ノ規定ニ依リ検査規程ニ定ムル一定ノ期間ヲ經過シタルトキ

(別記様式)

輸出許可申請書

一 生産地及生産者

二 種類別数量

三 用途

四 輸出港及陸揚港

五 輸出ノ時期

六 輸出ヲ必要トスル事由

右輸出許可相成度此段及申請候也

昭和十四年 月 日

住所

氏名(名稱)印

農林大臣

殿

◎昭和十四年農林省令第四十四號輸出水産物検査規則第一條第六號ノ改正規定ノ

乾製水産物及鹽藏水産物指定ノ件 (昭一四、九、農林省告示第三二一號)

昆布、乾鮑、乾貝柱、海參(フヂコヲ含ム)、鰻、鱈、鹽鮭、乾鱈(鮭ヲ含ム)、乾蝦、煮乾魚、乾牡蠣

3 輸出水産物檢閱規則(抄録) (昭一、九、農林省令第二四號)

第一條 本則ニ於テ輸出水産物ト稱スルハ輸出水産物取締法第一條ハ輸出水産物及輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒ輸出スル輸出水産物ヲ謂フ

〔參照〕 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則 (昭九、一〇、農林省令第二八號)

種牡蠣ノ輸出統制ニ關スル件 (昭一三、四、同令第二〇號)

關東州、滿洲國及中華民國向輸出水産物輸出統制ニ關スル件 (昭一四、一〇、同第四八號)

第二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者輸出水産物ヲ輸出(保稅地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム)以下之ニ同シ)セントスルトキハ其ハ輸出水産物ヲ輸出水産物取締法第一條ノ規定又ハ同法第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ヒテ輸出セラレルモノナルコトニ付稅關ノ檢閲ヲ受クベシ但シ輸出水産物検査規則第十條第三項ノ規定ニ該當スル場合又ハ郵便物ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三(參照) 檢閲手数料令(昭一、九、勅令第三二九號)ノ申書ニ同類ニ照對シテ申書ニ式ニ

種類	申請心得
輸出水産物	<p>一 輸出水産物取締法ノ規定ニ從ヒ輸出スルコトヲ得ル事由ノ欄ニハ</p> <p>(一) 輸出水産物検査規則ニ依ル輸出検査合格品ナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ検査證書號、検査年月日及検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ</p> <p>(二) 輸出水産物取締法第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ許可指令番號及許可年月日ヲ附記スベシ</p> <p>(三) 輸出水産物検査規則第十二條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ同條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ於テ同則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムル検査ノ検査證書號、検査年月日、検査機關ノ名稱、認證年月日及認證シタル検査機關ノ名稱ヲ附記スベシ</p> <p>(四) 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則ニ依ルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ證明番號、證明年月日及陸揚港ヲ附記スベシ</p> <p>(五) 昭和十三年農林省令第十號ニ依リ輸出セントスルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ同令ニ規定スル水産組合ノ統制施設ニ依リテ輸出セラルルモノナルコトヲ認證スルト共ニ組合ノ印章ヲ押捺ヲ受クベシ</p> <p>(六) 昭和十四年農林省令第四十八號ニ依リ輸出セントスルモノナルトキハ其ノ旨記載スルト共ニ之ガ承認番號及承認年月日ヲ附記スベシ</p> <p>二 品名ノ欄ニハ品種及等級ヲ記載スベシ</p> <p>三 申請代理人ニ依リ申請スル場合ハ申請者本人ノ捺印ハ之ヲ要セス</p>

4 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則 (抄録) (昭九、一〇、農林省令第二八號)

(正改) (昭一四、九、同第四六號)

第一條 本則ニ於テ鮪類油漬罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタル油漬罐詰ヲ謂ヒ冷凍鮪類ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ凍結シタル物ヲ謂フ詰ニ依リマハ日本漁業法

- 一、ビンナガマグロハ、鮮魚書ニ農林大臣ニ提出スベシ
- 二、キハダマグロハ、鮮魚書ニ農林大臣ニ提出スベシ
- 三、アサギマグロ
- 四、ヌバチニ就テハ、鮮魚書ノ交付ニ受ケルハ、鮮魚書ニ添ヘ、農林大臣ニ其ノ旨
- 五、カツヲ(ソウダカツヲ及シチガツヲヲ含ム)ヲハ、鮮魚書ニ其ノ旨記載スベシ
- 六、サバ(ゴマサバヲ含ム)ニ就テハ、鮮魚書ニ其ノ旨記載スベシ
- 七、ブリ類ハ、農林大臣ニ其ノ旨記載スベシ

前項各號ノ魚類ノ學名、方言、別名等ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス
本則ニ於テ輸出ト稱スルハ、保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ムモノトス
第二條 鮪類油漬罐詰又ハ冷凍鮪類ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者鮪類油漬罐詰又ハ冷凍鮪類ヲ亞米利加合衆國又ハ加奈陀ニ輸出セントスルトキハ當分ノ内本則ノ規定ニ

以下之共同シ又得ズ但シ特別事情ニ依リ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズハ本通商會聯合會（以下本通商會）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ輸出水産物ノ種類ハ農林大臣之ヲ指定スルモノトシテ之ノ種類ハ本通商會ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

〔參照〕 輸出水産物ノ種類及承認ヲ爲スベキ團體指定ノ件（昭一四、一〇、農林省告示第三五六號）
輸出水産物檢閱規則（昭一四、九、農林省令第二四號）第二條、第三條及別記樣式申請心得（六）

第二條 前條第一項ノ承認ヲ受ケントスル者ハ樣式第一號ニ依ル承認申請書ヲ當該指定團體又ハ農林大臣ニ提出スベシ
指定團體又ハ農林大臣前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ樣式第二號ニ依ル輸出承認書ヲ交付スルモノトス

第三條 第一條第一項ノ承認ヲ受ケタル者當該輸出水産物ヲ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出シタルトキハ樣式第三號ニ依ル報告書ヲ當該指定團體又ハ農林大臣ニ提出スベシ

附則

本令ハ昭和十四年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前昭和十四年商工省令第五十三號第二條ノ承認ヲ受ケタル輸出水産物ニシテ未ダ輸出セザルモノハ之ヲ本令第一條ノ承認ヲ受ケタルモノト看做スルモノトシテ本通商會ノ承認ヲ受ケタルモノトシテ輸出スルモノトス

樣式第一號

承認申請書
昭和 年 月 日

住所

氏名（又ハ名稱）印

六 輸出年月日
五 輸出数量
四 指定團體（又ハ農林大臣）殿

左記之通關東州、滿洲國又ハ中華民國）向輸出水産物輸出致度ニ付昭和十四年農林省令第四十八號第一條ノ御承認相成度此段及申請候也

一 品名	記
二 數量及價額	記
三 仕向地	記
四 輸出港	記
五 輸出時期	記
六 事由	記

備考 六事由ハ昭和十四年農林省令第四十八號第一條第一項但書ノ承認ヲ申請スル場合ニ記載スルモノトス

樣式第二號

第五 輸出號期
第四 輸出承認書
第三 輸出者
昭和 年 月 日
日附申請ノ件左記ノ通承認ス

指定團體（又ハ農林大臣）印

記
 品名
 数量及價額
 三仕向地
 四輸出港
 五輸出期限
 對左章二號
 樣式第三號

昭和 年 月 日

住所

氏名 (又ハ名稱) 印

三 指定團體 (又ハ農林大臣) 殿

昭和十四年農林省令第四十八號第三條ノ規定ニ依リ左記ノ通及報告候也

一 品名
 一 承認番號
 二 品名
 三 数量及價額
 四 仕向地
 五 輸出港
 六 輸出年月日

◎昭和十四年農林省令第四十八號第一條ノ規定ニ依ル輸出水産物ノ種類及同條第一項ノ承認ヲ爲スベキ團體指定ノ件 (昭一四、一〇、農林省告示第三五六號)

輸出水産物ノ種類	承認ヲ爲スベキ團體
水産物 罐詰	全國輸出罐詰業水産組合聯合會
寒天	日本寒天輸出業水産組合
冷凍魚介	日本輸出冷凍魚介水産組合

第十一條 事輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フニ關シ、同業ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得

二 組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋、保管、選別、包裝、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

三 海外市場ノ調査、新販路ノ開拓其ノ他組合員ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ノ取扱商品ノ買取輸出、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第十二條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲メ又ハ貿易ノ振興上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第十四條 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同シ

第十五條 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同シ

第十六條 輸出組合第十一條第一項第一號ノ事業ニ關スル定款ノ規定又ハ前條ノ規程ヲ定メ又ハ變更セントスル場合ニ於テ總會ノ可決セザリシトキト雖モ貿易ノ振興上組合員ノ營業

ノ統制ヲ圖ル必要アルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ總會ヲ開キ總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高ガ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ヲ占ムル組合員ノ同意ヲ以テ之ガ議決ヲ爲スコトヲ得但シ第九條第一項但書ノ規定ニ依リ設立シタル組合ニ在リテハ取扱商品毎ニ各總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高ガ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十七條 輸出組合第十五條ノ規程ニ基キ組合又ハ組合員ノ輸出數量、輸出價格其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第十八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲メ又ハ貿易ノ振興上特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員、其ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者

地區内ニ於テ其ノ組合員ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノ若ハ其ノ組合員ノ同一市場ヲ目的トシテ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノニ對シ其ノ組合員ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 前條ノ規定ニ依リ主務大臣輸出組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズタル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スベキ商品ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ商品ガ其ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトニ付行政官廳ノ檢閲ヲ受クベシ

〔參照〕同法施行規則第三三條乃至第三六條、ヤハロイニ付洋紙官廳ノ封固ヲ受ベシ
其ノ檢閲手數料ノ件(昭二一、九、勅令第三五二號)ヤハロイニ付洋紙官廳ノ封固ヲ受ベシ

第二十條 主務大臣第十八條ノ規定ニ依リ輸出組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ジタル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スベキ商品ノ輸出ニ關シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ保税地域内ニ於テ又ハ店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ輸出組合ノ檢査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得
第一項ノ場合ニ於テ當該官吏第十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ前條ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得
臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第二十一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ設立セル輸出組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セズ又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

第二十二條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ第九條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十五條 輸出組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第七號乃至第九號、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

一 目的
二 名稱
三 地區
四 事務所ノ所在地
五 組合員タル資格ニ關スル規定
六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定
十二 役員ニ關スル規定
十三 會議ニ關スル規定

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

十四 會計ニ關スル規定

十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第二十六條 輸出組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作

成アリタル時成立ス

第四十條 検査ヲ行フ輸出組合ニ在リテハ検査員ヲ置クベシ

検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

六 聯合員ノ加入 第三節 輸入組合

第六十二條 第二節ノ規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用ス

第四章 罰 則

第八十五條 第十八條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)

ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者又ハ其ノ命令ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サ

ズトシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シ

テ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サズトシタル者亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル商品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又

前一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第八十六條 輸出又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ

従業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ

處罰ヲ免ルルコトヲ得

第八十七條 第八十五條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務

ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營

業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十八條 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ

準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ當該官吏ノ臨檢、検査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避

シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ證票若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ

目的ヲ以テ證票若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證票若ハ検査證ヲ

使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ

賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ

爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハ

ザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第九十一條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ

懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處スニ據ル前項ノ交付ノ罪科又ハ殊東ニハ二半以下ノ

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第九十二條 第八十九條ニ掲グル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第九十條ニ掲グル罪ハ刑法第四條

ノ例ニ從フ者ハ罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

第九十條 貿易組合又ハ貿易聯合會ノ設立ノ申請書ハ其ノ申請書ニ關シテ

罰金ニ處スルコトヲ得

前項ニ依ルコト能ハザル場合又ハ前項ニ依ルコト適當ナラズト認めタル場合ニ於テハ商工大臣之ヲ決定ス

第二十二條 貿易組合法第十一條第一項第一號ノ事業ヲ行フ組合ニシテ全國ヲ地區トスルモ

ノ若シ同法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ同法第四十五條ノ規定ニ依ル組合

ニ在リテハ剩餘金ノ處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外定款ノ施行ニ關スル規程ヲ定

メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ

二 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散又ハ清算終了ノ

後三十日登記ヲ爲シタルトキ

三 組合ニ加入シ又ハ脱退シタル者アルトキ

四 加入金又ハ増口金ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキ

第三十一條 商工大臣貿易組合法第十八條ノ規定ニ依リ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズル

場合ニ於テハ豫メ組合、從フベキ事項及統制ニ從フベキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス

〔參照〕 昭九、八、商工省告示第四九號(同上告示ノ外四一告示アリ)

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル資格ヲ有スル者ハ其ノ指定ニ從ヒ組合ノ統制

ニ從フコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ組合ノ統制ニ從フコトヲ要スル者其ノ統制ニ從ヒ輸出スベキ

商品ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ其ノ商品ガ其ノ統制ニ從ヒテ輸出セララルモノナルコトニ付税關ノ檢閲ヲ受クベシ但シ郵便物ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 前條ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ輸出又ハ積戻ノ申告ト同時ニ檢閲申請書ヲ税關ニ提出スベシ

檢閲申請書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム (昭一二、九、商工省告示第八九號參照)

第三十五條 前條ノ申請ヲ爲シタル者ハ當該官吏ノ指揮ニ從ヒ檢閲ヲ受クベキ商品又ハ受ケタル商品ノ運搬、荷解、荷造其ノ他ノ處置ヲ爲スベシ

第三十六條 税關檢閲ノ結果商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セララルモノナルコトヲ認ムルトキハ其ノ旨ヲ表示スル印章ヲ輸出又ハ積戻ノ免狀及檢閲申請書ニ押捺スベシ

第三十七條 貿易組合法第二十條第四項ノ規定ニ依リ準用シタル間接國稅犯則者處分法第四條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第三十八條 間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ハ貿易組合法第二十條第一項、第三項ノ規定ニ依ル臨檢、尋問、搜索及差押ニ之ヲ準用ス

第三十九條 本章中地方長官トアルハ全國ヲ地區トスル組合、貿易組合法第十五條ノ規定ニ依リ認可スル組合又ハ同法第四十五條ノ規定ニ依ル組合ニ關スル場合ニ在リテハ商工大臣トス

第二章 輸入組合

第四十條 第一章ノ規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用ス

第五節 雜則	第五節 雜則	第五節 雜則	第五節 雜則
--------	--------	--------	--------

第四十七條 本則中地方長官ト稱スルハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第四十八條 貿易組合法又ハ本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ差出スベキ書面ハ貿易組合中央會ヨリ差出スモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

第五節 雜則	第五節 雜則	第五節 雜則	第五節 雜則
--------	--------	--------	--------

◎輸出檢閲申請書ノ様式 (昭一二、九、商工省告示第八九號)

貿易組合法ニ依ル輸出検閲申請書

収入印紙
貼附欄

積出港豫定年月日
船名
船日
船月
船年
船日
船月
船年

受付年月日

輸出申告番號又ハ
積出港申告番號

(表)

仕向地	貨物及番記號	包裝ノ種類及箇數	品名	數量		價額	外紙裝番號
				數	總數量		
申請者(輸出者)氏名住所印							
申請代理人氏名住所印							
申請年	申請月	申請日	組合輸出承認	總務部	檢閱濟年月日		
添	附	章	類	枚			

(裏)

備考
一 外装證紙番號ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ表示スル爲組合ノ定ムル所ニ從ヒ商品ノ外装ニ貼附シタル證紙ノ番號ヲ記載スベシ但シ外装證紙ヲ貼附セザル場合ニ在リテハ其ノ旨記載スベシ
二 申請代理人ニ依リ申請スル場合ニ於テ別ニ代理權ヲ證スル書面ヲ提出シタルトキハ申請者(輸出者)ノ捺印ヲ要セズ
三 組合輸出承認ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ認證スル組合ノ印章ノ捺捺ヲ受クベシ但シ巴ムヲ得ザル事由ニ因リ組合ノ印章ノ捺捺ヲ受クルコト能ハザル場合ニ於テ組合ノ輸出承認書ヲ添付スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一
第二
第三
第四
第五
第六
第七
第八
第九
第十

3 貿易組合法第十八條(△印輸出組合法第九條)ニ依ル輸出統制命令告示

[参照] 貿易組合法施行規則第三十一條 (第一六七頁)

△1 日本對米燐寸輸出組合 (亞米利加合衆國向燐寸) (昭九、八、七、商工省告示第四九號)

日本對米燐寸輸出組合ノ地域内ニ營業所ヲ有シ亞米利加合衆國(布哇ヲ含ム)ニ燐寸ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和九年八月十日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締並ニ輸出數量、輸出價格及取引先ニ關スル制限ニ從フベシ

△2 北海道豆類輸出組合 (各國向青豌豆) (昭一〇、二、五、商工省告示第九號)

北海道豆類輸出組合ノ地域内ニ營業所ヲ有シ青豌豆ノ輸出ヲ業トスル者ハ昭和十年二月九日ヨリ該組合ノ定ムル輸出數量ノ制限及之ニ關スル取締ニ從フベシ

△3 東部日本南米輸出組合 (亞爾然丁向一般商品) (昭一〇、二、五、商工省告示第一〇號)

東部日本南米輸出組合ノ地區内ニ事務所又ハ營業所ヲ有シ亞爾然丁ニ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十年二月七日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出價格ニ對スル制限ニ從フベシ

△4 西部日本南米輸出組合 (亞爾然丁向一般商品) (昭一〇、二、五、商工省告示第一一號)

西部日本南米輸出組合ノ地區内ニ事務所又ハ營業所ヲ有シ亞爾然丁ニ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十年二月七日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出價格ニ對スル制限ニ從フベシ

△ 5 對英電球輸出組合 (英國向電球) (昭一〇、四、一七、) (商工省告示第三四號)

對英電球輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シグレイト・ブリテン及北部アイルランドニ電球ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十年四月二十一日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出數量、輸出價格及取引方法ニ關スル制限ニ從フベシ

△ 6 日本綿糸布亞米利加輸出組合 (中南米向綿絲及綿織物) (昭一〇、五、一八、) (正改) (昭一〇、八、八、) (商工省告示第三九號)

日本綿糸布亞米利加輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ中央亞米利加洲(メキシコ國ヲ除ク)、西印度諸島又ハ南亞米利加洲(チリ國、アルゼンティン國、ウルグアイ國、パラグアイ國及ブラジル國ヲ除ク)ニ綿絲又ハ綿織物(交織物ヲ含ム)ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十年五月二十日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限(統制手數料ノ徵收及輸出港ニ關スル事項)ニ從フベシ

△ 7 對露輸出組合 (ソヴイェト聯邦向漁網及麻網) (昭一〇、九、四、) (商工省告示第六四號)

對露輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テソヴイェト聯邦ヘノ輸出ヲ業トスル者ハ昭和十年九月八日ヨリ該組合ノ定ムル漁網(漁網用綿絲ヲ含ム)及麻網(マニラローブ及トワイン)ノ輸出取締、輸出檢査並ニ輸出數量、輸出價格及受取手形ニ關スル條件ニ對スル制限ニ從フベシ

△ 8 日本綿糸布東亞輸出組合 (比律賓群島向綿織物) (昭一〇、一一、一五、) (商工省告示第八九號)

日本綿糸布東亞輸出組合ノ地區内ニ於テ比律賓群島ニ綿織物ノ直輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十年十一月十七日ヨリ該

組合ノ定ムル輸出取締及輸出數量ニ關スル制限ニ從フベシ

△ 9 日本綿糸布歐阿近東輸出組合 (佛領モロッコ向綿絲布) (昭一一、四、七、) (商工省告示第一六號)

日本綿糸布歐阿近東輸出組合ノ地域内ニ於テ佛領モロッコニ綿絲布ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十一年四月九日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

△ 10 日本電球輸出組合 (歐洲及地中海沿岸諸國向電球) (昭一一、六、二、) (商工省告示第三三號)

日本電球輸出組合ノ地區内(内地一圓)ニ於テ歐羅巴諸國(英國及「ソヴイェト」聯邦ヲ除ク)、「シリア」、「パレスターン」、「サイブラス」島、埃及、「トリポリ」、「チユニス」、「アルセリア」、「モロッコ」又ハ「タンジール」自由市ニ對シ電球ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十一年六月四日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

△ 11 日本綿糸布歐阿近東輸出組合 (シリア及レバノン向綿絲布) (昭一一、九、九、) (商工省告示第六四號)

日本綿糸布歐阿近東輸出組合ノ地區内ニ於テ「シリア」及「レバノン」ニ綿絲布ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十一年九月十三日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限(特別統制手數料及輸出手續ニ關スル事項)ニ從フベシ

△ 12 日本百合根輸出組合 (各國向百合根) (昭一一、一〇、一四、) (商工省告示第八四號)

日本百合根輸出組合ノ地區内ニ居住シ且營業所ヲ有シ國產百合根ノ輸出ヲ業トスル者ハ昭和十一年十月十五日ヨリ該組合

ノ定ムル百合根ノ輸出検査及検査ニ關スル取締ニ從フベシ

△13 日本比律賓メリヤス輸出組合 (比律賓向莫大小及同製品) (昭一、一〇、一四、
商工省告示第八五號)

日本比律賓メリヤス輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ比律賓地方ニ對シ莫大小及同製品ノ輸出ヲ業トスル者ハ昭和十一年十月十五日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出數量ニ關スル制限ニ從フベシ

△14 日本綿糸布亞米利加輸出組合 (亞米利加合衆國向別珍及コール天) (昭一、二二、二九、
商工省告示第一一九號)

日本綿糸布亞米利加輸出組合ノ地區内ニ於テ亞米利加合衆國ニ別珍及コール天ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十二年一月一日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

△15 日本綿糸布印度輸出組合 (英領印度及緬甸向綿織物) (昭一、二、五、三一、
商工省告示第五六號)

日本綿糸布印度輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ印度及緬甸ニ綿織物ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十二年六月一日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出數量ニ關スル制限ニ從フベシ

△16 日本綿糸布大洋洲輸出組合 (濠太刺利聯邦向綿織物) (昭一、二、六、二、
商工省告示第六〇號)

日本綿糸布大洋洲輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ濠太刺利聯邦ニ綿織物ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十二年六月四

日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

△17 日本綿糸布東亞輸出組合 (香港向綿織物) (昭一、二、六、二六、
商工省告示第六七號)

日本綿糸布東亞輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ香港ニ綿織物ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十二年六月二十八日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

△18 日本綿糸布亞米利加輸出組合 (亞米利加合衆國本土向綿織物) (昭一、二、六、二六、
商工省告示第六八號)

日本綿糸布亞米利加輸出組合ノ地區内ニ營業所ヲ有シ亞米利加合衆國本土ニ綿織物(別珍、コール天ヲ除ク)ノ輸出ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十二年六月二十八日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

19 日本綿糸布亞米利加輸出組合 (加奈陀向別珍及コール天) (昭一、二、九、二二、
商工省告示第九三號)

日本綿糸布亞米利加輸出組合ノ地區内ニ於テ加奈陀ニ別珍及コール天ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十二年九月二十四日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及制限ニ從フベシ

20 日本刷子輸出組合 (各國向豚毛) (昭一、二、一、四、
商工省告示第一一七號)

日本刷子輸出組合ノ地區内ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ豚毛ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十二年十一月五日ヨリ該組合ノ行フ輸出檢

査及輸出數量ニ關スル統制ニ從フベシ

21 日本纖維屑物輸出組合 (各國向襪襪、截斷屑、糸屑、紡績落綿、晒綿及彈綿) (昭一三、一、一九、)
(商工省告示第八號)

(正改) (昭一四、二、一、)
(同第三〇九號)

日本纖維屑物輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ襪襪(洗ヒタルモノ及晒シタルモノヲ含ム)、截斷屑、糸屑、紡績落綿、晒綿及彈綿ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年一月二十日ヨリ該組合ノ行フ統制(輸出検査、輸出數量、輸出手續及統制手数料ニ關スル事項)ニ從フベシ

22 日本綿糸布歐阿近東輸出組合 (西領モロッコ、タンジール國際地帯、アルゼリア
又ハジブラルタル向綿織絲及綿織物) (昭一三、三、二、)
(商工省告示第四九號)

日本綿糸布歐阿近東輸出組合ノ地區内ニ於テ西領「モロッコ」、「タンジール」國際地帯、「アルゼリア」又ハ「ジブラルタル」ニ綿織絲及綿織物ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年三月四日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

23 日本自轉車輸出組合 (各國向自轉車) (昭一三、五、一七、)
(商工省告示第一三九號)
日本自轉車輸出組合ノ地區内ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ中華民國、滿洲國及關東州以外ノ地方ニ自轉車ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年五月二十一日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

24 日本電球輸出組合 (英領加奈陀、亞米利加合衆國、墨西哥及巴奈馬向電球) (昭一三、五、一七、)
(商工省告示第一四〇號)
日本電球輸出組合ノ地域内ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ英領加奈陀、亞米利加合衆國(布哇及ボートリコヲ含ム)、墨西哥及巴奈馬ニ電球ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年五月二十一日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

25 日本スライド・フアスナー輸出組合 (各國向スライド・フアスナー) (昭一三、五、三一、)
(商工省告示第一五二號)
日本スライド・フアスナー輸出組合ノ地區内ニ於テ「スライド・フアスナー」(部分品及未完成品ヲ含ム)ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年六月十日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

26 日本綿糸布東亞輸出組合 (中華民國向綿織絲及綿織物、大連向別珍及コー天) (昭一三、六、二二、)
(商工省告示第一六三號)
日本綿糸布東亞輸出組合ノ地域内ニ於テ中華民國(香港及マカオヲ除ク)ニ綿織絲及綿織物(別珍及コール天ヲ含ム)又ハ大連ニ別珍及コー天ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年六月二十二日ヨリ該組合ノ定ムル統制(輸出承認、輸出手數料、輸出港及輸出届ニ關スル事項)ニ從フベシ

27 日本伊太利輸出組合 (伊太利國向一般商品) (昭一三、一〇、二二、)
(商工省告示第二九五號)
日本伊太利輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ伊太利國(殖民地及屬地ヲ除ク)ニ對シ販賣ノ目的ヲ以テ商品ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年十月十五日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

28 日本莫大小輸出組合 (比律賓以外向莫大小及同製品) (昭一三、一〇、二〇、一號) (商工省告示第三〇一號)

日本莫大小輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ比律賓以外ノ地方ニ對シ莫大小及同製品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十三年十月二十日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

29 日本雜貨印度輸出組合聯合會所屬輸出組合 (綿織絲、綿織物、絹紡絲、人絹絲、絹織物、ス・フ其ノ他以外ノ英領印度等向商品) (昭一三、一二、二八、一號) (商工省告示第三七二號) (正改) (昭一四、八、一一) (同第一九二號)

日本雜貨印度輸出組合聯合會所屬ノ東京雜貨印度輸出組合(地區 東京府、千葉縣、埼玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、福島縣、山形縣、新潟縣、宮城縣、秋田縣、岩手縣、青森縣及北海道各一圓)、橫濱對印雜貨輸出組合(地區 神奈川縣、山梨縣、靜岡縣各一圓)、名古屋印度輸出組合(地區 愛知縣、岐阜縣、長野縣、三重縣各一圓)、大阪印度雜貨輸出組合(地區 大阪府、京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣、富山縣、石川縣各一圓)又ハ神戸對印雜貨輸出組合(地區 兵庫縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、香川縣、德島縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣各一圓)ノ地區内ニ於テ英領印度、佛領印度、葡領印度、印度藩王國、錫蘭島、緬甸、ブータン、ネパール及アフガニスタンニ綿織絲、綿織物(交織物ヲ含ム)、絹紡絲、人絹絲、絹織物(交織物ヲ含ム)、人絹織物(交織物ヲ含ム)、ステープルファイバー、ステープルファイバー紡絲(重量ニテ一割以上ノ羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ含ムモノヲ除ク)、同加工絲及ステープルファイバー織物(交織物ヲ含ム)以外ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十四年二月一日ヨリ各當該組合ノ定ムル輸出手續及輸出取締ニ關スル統制ニ從フベシ

30 日本護謄製品輸出組合 (各國向護謄製品及同半製品) (昭一四、一、一〇、一號) (商工省告示第三號)

日本護謄製品輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ護謄製品(自轉車用タイヤー及中袋並ニ同護謄製部分品及附屬品ヲ除ク)及同半製品ノ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十四年一月十五日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

31 日本毛絲輸出組合 (各國向毛絲) (昭一四、二、一、一號) (商工省告示第一八號)

日本毛絲輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ毛絲(重量ニ於テ一割以上ノ羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ含ム絲)ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十四年二月十日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

32 日本毛織物輸出組合 (各國向毛織物) (昭一四、二、一、一號) (商工省告示第一九號)

日本毛織物輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ毛織物(重量ニ於テ一割以上ノ羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ含ム織物以下同ジ)ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十四年二月十日ヨリ該組合ノ定ムル統制ニ從フベシ

33 日本タオル輸出組合 (各國向タオル) (昭一四、四、一七、一號) (商工省告示第八六號)

日本タオル輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ「タオル」ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ該組合ノ定ムル輸出數量及輸出手續ニ關スル統制ニ從フベシ